

## 平成30年広川町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年12月6日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成30年12月6日（9時30分）

### 4. 応招議員

|    |      |     |        |
|----|------|-----|--------|
| 議長 | 野村泰也 | 7番  | 梅本哲    |
| 1番 | 中尾千枝 | 8番  | 神山章憲   |
| 2番 | 丸山修二 | 9番  | 稲員信幸   |
| 3番 | 川島忠孝 | 10番 | 野田成幸   |
| 4番 | 光益良洋 | 11番 | 佐々木四十臣 |
| 5番 | 池尻浩一 | 12番 | 江藤龍彦   |
| 6番 | 原野利男 |     |        |

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

|                     |       |                      |      |
|---------------------|-------|----------------------|------|
| 町長                  | 渡邊元喜  | 住民課長                 | 藤島達也 |
| 副町長                 | 飯田潤一郎 | 税務課長                 | 野中洋太 |
| 教育長                 | 吉住政子  | 福祉課長                 | 郷田貴啓 |
| 会計管理者兼<br>総務課長兼会計室長 | 丸山英明  | 建設課長                 | 樋口信吾 |
| 総務課参事               | 鹿田健   | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 熊添博  |
| 政策調整課長              | 丸山信夫  | 協働推進課長               | 井上新五 |
| 環境衛生課長              | 酒井和哉  | 教育委員会事務局教育次長         | 坂本幸枝 |

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 藤島弘義 | 書記 | 原野昌文 |
| 書記     | 丸山洋介 |    |      |

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

---

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成30年第4回広川町議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されております議案は、条例の一部改正4件、指定管理者の指定3件、補正予算4件、計11件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。本日は、平成30年第4回広川町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本年においても、西日本豪雨、大型台風、北海道胆振東部地震等の自然災害が多発し、甚大な被害が発生いたしました。今や全国どこでも被災地になり得る状況にあり、また近年の災害では、道路等の交通インフラや水道、電力等のライフラインの寸断により被災地の暮らしや経済への影響のみならず、物流ネットワークの遮断やブラックアウトなどにより、被災

地を越えて広範囲にわたり産業、経済、国民生活に大きな影響が発生することが明らかになりました。

このような教訓を踏まえ、先週開催されました全国町村長大会において、災害に強い強靱な国づくりを進め、国民の生命・財産を守るため、大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策の強化に関する特別決議がなされたところでございます。

さて、本定例会には、議案11件を提案申し上げております。議案の提案理由につきまして、後ほど御説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして、全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。

また、私事で大変恐縮でございますけれども、今、広川町は下広川小学校屋内運動場、庁舎建設等を進めております。こういった町の事業につきましては、議論をいただき、そしてまた、予算をいただきますと、おのずとでき上がってまいるものでございます。しかしながら、国・県の事業につきましては、なかなか相手もあることでございますので、進捗がなかなかはかばかしくないような状況にあります。

そういった中で、20年間、私は自分の政治目的として、国道3号のバイパスの誘致運動を展開してまいりました。やっとスタートラインに立てるような状況に今なっております。また、この国道3号バイパスと連結をいたしまして、三潞上陽線、これが今、欠塚相川線にタッチしておりますけれども、この先を沿岸道路へつなぐという計画でございまして、これを直轄事業として取り組んでいただきたいということを今、運動を展開いたしております。これが将来、達成できれば、県南の広川インターを中心とした物流拠点として、いろんな工業関係の、あるいは物流関係の誘致に大変有利になるんじゃないかなというふうに考えております。

そういった道筋を立てるために、来年4月に実施されます広川町長選挙に4回目の出馬をすることと私は決意をしているところでございます。

どうか皆様方におかれましては、御理解をいただき、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私の開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、1番中尾千枝君と7番梅本哲君を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る11月30日、議会運営委員会に諮ったところ、12月6日から12月12日までの7日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、12月6日から12月12日までの7日間と決定いたしました。

### 日程第3 一般質問

#### ○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

3番川島忠孝君の登壇を求めます。

#### ○3番（川島忠孝）

3番川島忠孝です。本日は、事前通告に基づきまして、少子・高齢化対策と子育て支援に関係した内容について質問をいたします。

我が国は、全国的に少子・高齢化ということで、人口減は今後ますます進んでいくことと思われませんが、これらの広川町における人口減の原因究明、そういうことを考えて、いろいろもろもろの対策をとられてきたわけですが、広川町におきましては、幸いにして人口減の速度は比較的緩やかな感じがします。しかしながら、今後は子育て支援、そういうふうな対策を十分行わないと、人口減の歯どめはなかなかきかないというふうに考えます。これは対策につきましても予算を伴うものでありまして、どれもこれも実現ができるということではございません。したがって、重点施行といたしますか、広川町に見合った、どういうことを施策として行えば効果があるのか、こういう今後の少子・高齢化対策について、ただいま町長、来年度の任期満了に伴う継続を意思表示されました。となりますと、私が今申し上げております少子・高齢化対策に対する基本的な重点推進、これについていかように考えてあるかをお聞きしたいと思います。

具体的な内容につきましては、質問席のほうでさせていただくことにいたします。よろしくお願いたします。

#### ○議長（野村泰也）

町長。

#### ○町長（渡邊元喜）

川島議員の質問で、少子・高齢化対策と子育て支援についてでございます。

少子・高齢化による人口減につきましては、広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、全庁的な施策の推進を図っております。その総合戦略では、子育て支援として、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標に、ファミリー・サポート・センターの運営や特定不妊治療費の助成、待機児童解消に向けた協議、学童保育所運営の見直しなど進めるとともに、教育支援では、きめ細やかな教育環境整備事業や地域ぐるみでふるさとを教え伝える人材育成事業などの取り組みをしております。

また、「新しい人の流れをつくる」を基本目標に、高齢者支援では、医療や介護が必要な状態となっても、住みなれた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の連携推進や、高齢者の生活支援の体制づくり、認知症施策の推進などに取り組んでいます。また、楽しみ・生きがい交流事業として、地域で支え合い、助け合い、みずからも社会的役割を持つことで、生きがいづくりや介護予防につなげることを目指しています。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（野村泰也）**

3番川島忠孝君。

**○3番（川島忠孝）**

今、町長に答弁いただきましたが、もう少し何か具体的な施策について重点をと考えたわけですが、二、三点、今までの施策と今後の対応について質問をいたします。

まず1点目は、高齢化に伴う対策でございますが、団塊の世代が70歳になりました。あと五、六年すると、この世代が後期高齢者という年齢に達します。広川町においては、現在、そういう老人ホームといいますか、グループホーム、いろいろ施設がございますが、広川町の高齢者が今後人数がふえていく中で、現在の町内の施設で収容可能な状態なのか、あるいは町外に出てある数がかかなり多いのか、その割合といいますか、それがある程度把握できておれば、どの程度の比率なのか。広川町で今後、そういう施設、収容の能力といいますか、こういう見通しが十分あるのか、この点、具体的な内容までは要りませんが、可能性として、もし回答できれば担当のほうでお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

福祉課長。

**○福祉課長（郷田貴啓）**

現在、町内で特別養護老人ホームとか、そういう高齢者の施設がございます。28年に新たに下広にも特老ができましたし、舞風台についても新たな施設としてできておりますので、その分は十分利用者も広川の方が割合としてかなり入っていただいております。ただ、その分については、介護の費用がふえますし、当然、利用すれば、その分は負担率としては、今後は、この3年間は上がりませんが、先々は利用者がふえれば、当然、利用に合った負担金になってくるかと思っております。ただ、今のところ町内の施設で利用的には満たしていると思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

3番川島忠孝君。

**○3番（川島忠孝）**

現状と将来に向けて、広川町の高齢化に伴う収容ということでは、現時点では可能であろうという回答でございました。いずれにしましても、年をとって行って、いかに高齢化、長寿の時代とはいえ、やはり年齢的には80歳を超えてくると、どうしても施設に入らなければならないというのが増加していくと思っておりますので、そういう状況を見きわめつつ、収容能力、あるいは対応について支障を来さないようによろしく願いしておきたいと思っております。

次に、子供の出生、あるいは少子化対策として、広川町においてはことしの状況を私見ておりましたら、小学1年生の入学生が若干少なかったかなと、減ったかなという、中広の場合が3クラスでしたか、少し減ったかなと。今後は今の保育園児、幼稚園児の数からして、どんなになるか、ちょっと私も把握できておりませんが、かなり減っていくんじゃないかという気がします。そういう中で、それでは子供の数をなるべく減らさず、現状維持なりするためには、どういうことが必要かと。いろいろ考えられますけれども、県内の各自治体それぞれに一生懸命努力されて対応されております。広川町においても、いろいろ考えて施策はなされておりますが、他市町村の例を見ますと、子供の出生、第1子から第4子ぐらまで、

なるべく3人ぐらいは子供を産んでもらいたいとか、できれば健康ならば4人産んでもらいたいとか、いろいろな考えの中で、出産祝いという制度を設けて取り組んでいる自治体もございます。これは予算が伴いますので簡単にはいかないと思いますが、広川町の場合は、出産祝い金というのは今のところ制度が適用されておりません。今後こういう制度を取り入れることが可能かどうか、お尋ねしたいと思います。

**○町長（渡邊元喜）**

副町長。

**○副町長（飯田潤一郎）**

出産祝い金を行っている自治体のことも十分把握しております。ただ、子育て支援、経済的な負担を減らすという観点から、祝い金というのは一時的なものであって、果たしてそれが本当に実効性、有効性のあるものかどうかという議論は今までしてまいりました。極端な話ですけれども、その祝い金が本当に子育てに使われていない場合というのも、情報としては得ています。あわせて、やはり生まれてから義務教育を終わって、大人になるまでの継続的な支援策というのも一方では必要になるのじゃなかろうかというような観点からも議論してきています。

ですから、今後はそういった他の自治体も見ながらも、やはり広川町の子育ての負担の現実とか、そういった問題をじっくり見ながら、総合的な子育て支援というものを、制度というものを検討していきたいというふうに思っております。

決して祝い金そのものを否定しているわけじゃございませんけれども、いろんな子育て支援策がある中で、何と何を組み合わせたらいいのか、どういうことに重点を置いたらいいのかということをしっかりと現実を見据えて検討していきたいというのが今の考え方です。

**○議長（野村泰也）**

3番川島忠孝君。

**○3番（川島忠孝）**

わかりました。今申されましたように、確かに祝い金を子供に使わず、勝手な親が自分の遊興費に使うというような状況を見られる一面もあります。そこら辺は見きわめが非常に難しい問題ではありますけれども、これが果たして全てそういうことでなくて、本当にそういうのがあれば助かるという、あるいは3番目を産むか産まんめえかと考えよる御夫婦もおられるかと思いますが、出産の費用もそれで賄えるというようなことで助かる方もあるかと思われるので、今後の検討材料にしていきたいと思います。

次に、広川町の場合は、転入といたしますか、特に八女市の山間部あたりからの転入が続きました。川瀬地区でもかなりの方が転入されました。人口は減るどころか、かなりふえて、児童数も本当にこれが今の少子化かなと思うぐらい川瀬地区でも子供の数は多い現状です。12月2日に子供のクリスマス会があって、招待されて、私、出たわけですが、178名、びっくりするほどの数でございます。あの広い公民館がいっぱいになって入りきらんぐらいの盛況な状況でした。それに引きかえ上広川地区は、御承知のとおり非常に少数ということでございます。果たして上広川地区が今後いかにしたら児童の数の減少を食い止められるか、あるいは多少なりとも現状維持を続けていくかと、非常に対策に難しい面が出てこようかと思っております。今までは全体としては、町の行政がしっかりなされて、小・中学校の施設の充実、あるいは環境の整備、そういうのが功を奏して、全体としては広川町は児童数も維持してき

ました。ひとえに町長以下の功績であろうと私は思います。しかし、今後は、先ほどから申しますように、なかなか時代の流れには逆らえません。本当に必要な対策というのはどうか、広川町にはどういうことが求められるか、よく実態を把握した上で取り組む必要があると思います。今後私たちも広川町に必要な対策、こういうのは検討して、意見具申というふうな形で努力してまいる所存であります。本当言うと、きょう町長のほうから具体的な少子化対策、高齢者対策というのをお聞きしたかったわけですが、先ほど言われたように、来年の町長選挙では再度挑戦をして頑張っていく所存だと意思表示されましたので、ひとつ私が申し上げました趣旨をよく御理解いただきまして、少子・高齢化対策あたりに頑張ってくださいことを祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

私は基本的には、広川町の均衡ある郷土の発展というものを願っております。国道3号をなぜ入れるかということなんですけれども、このことによって工業団地等、あるいは雇用の場を創出するということを考えております。子育て以前の話で、この町内に雇用がなければ、なかなか人口がふえない、基本的なことを私は申し上げておりますので、そういった意味で、この社会資本の整備を充実していく。そのことによって上広川校区にも人が集まるという流れをつくっていききたい。その手始めとして国道3号バイパスを入れたいというふうに私は考えております。

子育ての具体的な話になりますと、いろいろな問題がございますので、これについては、先ほど副町長がお答えいたしましたように、いろいろ検討を重ねながら、広川の特色あるものもつくっていかねばならないと思っておりますが、よそと比較をしながら考えていききたいというふうに思っておりますが、基本は広川町にいかにも雇用の場を生むかということじゃないかと思っております。

**○議長（野村泰也）**

3番川島忠孝君。

**○3番（川島忠孝）**

わかりました。今、町長申されましたように、確かに子育ても、育てる親がしっかり生活が成り立つということは大事でございます。広川工業団地のほうでも、私たちもなるべく地元からの採用をということで、ワイドクロスさんがこの前、新工場を建設されましたが、あそこあたりでも一応いろいろ要望したりして、地元採用と、町長と同じ考えで私たちも要望した次第でございます。よく趣旨はわかりました。

本日の質問の内容は、少子・高齢化対策に絞って質問をいたしました。何度も申しますように、将来を担う子供のことで。学校教育もあわせまして、ひとつ今後ますます一生懸命町長以下各課長、努力していただきたいと祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（野村泰也）**

次に、11番佐々木四十臣君の登壇を求めます。

**○11番（佐々木四十臣）**

皆さんおはようございます。11番議員佐々木でございます。今回、私は既に通告をしておりますとおりと、3項目の質問をいたします。1つは、上広川校区の活性化対策にかかわる問題。1つは、住民の食生活におけるアレルギー対応に関する問題。いま一つは有害獣であるイノシシ対策に関する問題であります。では、早速具体的な質問に入ります。

まず、上広川校区活性化対策です。町では、既に定住促進強化地域であります上広川校区に対しては、幾つかの特別対策を実施してまいりました。さらに、町が直接主体的にとり得る方策があるのではないかとという観点での問題提起をするものでございます。それは、町営住宅を建設することによって、移住者を呼び込む極めて有効な対策となるのではないかと考えております。このことに対して町長の御所見をお尋ねいたしたく存じます。

次には、食品アレルギー対応です。町におきましては、現在、この点に係る実態の把握ができていますのか否か、具体的にお尋ねいたします。

今回、改めてこの問題を取り上げましたのには理由がございます。ことし夏の西日本豪雨は、各地に大きな被害をもたらしましたが、その被災地から聞こえてきた切実な悩みに接したからであります。特定の食品に対するアレルギーを持つ住民に対して、支援の手がなかなか届かなかったということです。避難所へ届く支援物資はどんどん積み重ねられるのに、アレルギーを持つ乳幼児などへの対応は随分とおくれてしまい、どうしてよいか本当に迷いましたという当事者の生の声をマスコミを通じてではありますが、知りました。これに対応するためには、まずは本町においても実態把握なしにはできないと思います。これらの対応に関しての町長の御所見、教育長の御所見をお聞かせください。

最後になりますが、有害獣に指定されているイノシシ対策の問題です。

イノシシがふえて困っている、どうにかならんだろうか、何をつくっても食べられてしまうと、そういう声をしょっちゅう耳にします。本町内でもちょっと山間部に入りますと、田んぼ、畑に電柵が張りめぐらされています。その一方では、全国的に見ますと、ジビエ料理といったものが普及しつつあるようでもございます。

八女地域におきましても、その例外ではありません。食材の中心となっているのはイノシシと鹿肉です。私たちの地域でも、このような食材が身近になれば、イノシシの頭数減少への一策になるのではないかと考えます。広川町では、現在、害獣駆除に当たっては、八女地区猟友会との連携した取り組みを行っております。今後、その取り組みをさらに充実させ、頭数を減らす方法の一つとして、ジビエ料理の開発、あるいは食材としての販売などへの取り組みを図ってはどうかと考えておりますが、この点につきましても町長の御所見をお尋ねするものであります。

以上で登壇しての質問を終わります。あとは質問席で行いますので、御答弁よろしく願いをいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

佐々木議員の質問の中の上広川校区の質問でございます。

上広川校区につきましては、人口減少対策として上広川校区振興事業を実施しております。取り組みとしては、住宅取得支援事業、国際理解教育事業、浄化槽設置及び上水道工事補助の各事業を実施し、また地域の課題解決のために地域コミュニティネットワーク化に関する



協議を進めております。そのうち個人給付となる補助金事業については、現在、6世帯が他自治体からの移住となり、一定の成果はあっていると思います。まだ情報発信力が弱いとも考えております。

上広川校区に町営住宅を建設する考えはないかとお尋ねですが、まずは広川町に関心を持ってもらうことが必要です。本町の魅力と既存事業の情報発信を強化し、移住定住につなげていきたいと考えておりますので、町営住宅の建設については考えておりません。

次に、アレルギー対応でございますが、広川町のアレルギー対応を必要とする方の実態把握につきましては、特定検診や介護予防教室時の聞き取りにて対応が可能ですが、聞き取り者が限定されることなどにより、町域全体での実態把握には限りがあると考えております。そのため、あらかじめ災害協定締結事業所と想定されるアレルギー疾患に対応可能な食材や物資の提供について協議し、万が一の長期避難時の対応に備えていきたいと考えております。

現在の災害時の取り組みとしましては、各公民館に配置している備蓄品につきましては、食物アレルギーに対応したアレルゲン除去食品の備蓄を進めております。また、長期避難時には、個別支援調査票により、摂取制限がある食材やその他原因となる物質の聞き取りを行い、避難者への配慮を行うようマニュアル化しております。

次に、イノシシ等の被害対策についてでございますけれども、イノシシ被害につきましては、近年、町全域で被害が発生しており、稲やブドウ、梨などの果樹や茶などの町を代表する農作物に多大な被害を及ぼしており、平成29年度につきましては5,586千円の被害額を県に報告しているところです。

現在、捕獲したイノシシにつきましては、殺処分した後に猟友会の方たちが食肉として自家消費されたり埋設されたりしておられます。御質問のイノシシ肉の販売やジビエ料理への活用につきましては、全国各地の市町村で取り組まれていることは承知しておりますが、事業として取り組むには、基準を満たした解体場の整備や販売・加工をする際には食品衛生法等の許可を要するなど、解決すべき課題も非常に多いということですので、他の市町村の取り組み状況や事業としての採算性などについて調査・研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○議長（野村泰也）

教育長。

#### ○教育長（吉住政子）

皆さんおはようございます。佐々木議員御質問のうちの住民の食生活で、アレルギー対応が必要な人の実態把握の件についてお答えしたいと思います。

現在、町内の小・中学校では、アレルギー対応を必要とする児童・生徒が合計39名おります。

給食現場での対応内容といたしましては、代替食、除去食を用意しており、それも難しい場合は、弁当を持参してもらうという対応を行っております。

また、アナフィラキシーを起こす可能性のある児童・生徒には、エピペンを持たせ、いつでも対応できるように教職員の研修も行っております。

今後も児童・生徒の実態の把握を怠ることなく、アレルギー対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

上広川校区の活性化に係る問題ですけれども、確かに本庁ではこれまでに随分幾つもの施策に取り組んでまいりました。例えば、直近でいえば、11月の広報「ひろかわ」、12月の広報「ひろかわ」で、またそういうことに対しての周知を図る意味での内容が出されております。例えば、老朽化家屋の解体について最大500千円を補助するとか、住宅ローンの金利負担を軽減するとか、そういうことについての周知が図られてきましたが、やっぱりどちらかといえば、いわゆる宅地開発業者、そういう業者の動きを側面から支えると、そういう動きを促進することによって、それを支えるというような取り組みがございます。それで、もっと積極的に町が主体となったそういう取り組みができないかということがきょう質問させていただいた趣旨であります。この2年間、こういう活性化に対する特別施策ができてから以降の上広川校区の実態、どれぐらい世帯がふえたのか、住宅がふえたのか、あるいは移住者がふえたのか、児童がふえたのか、その辺について具体的な数値があれば教えてください。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

移住についてなんですけれども、先ほど町長の答弁の中で、個人給付となる補助金事業については、6世帯が他自治体からの移住となっておりますけれども、それと上広川校区からの転出抑制も定住に関しては成果として考えております。この上広川振興事業の補助等を活用して、校区内の世帯分離やアパートからの転居のために新築住宅、中古住宅を購入した子育て世代が6世帯あります。合わせて12世帯が定住されたということで把握しております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

もう一つ尋ねましたけれども、上広川小学校の児童等の増減、具体的な数字がありますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

今ここに資料は持ち合わせておりませんが、ここ何年かはそう変動はないということです。全体的に6年生まで見てですね。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

変動がないということは、そういう例えば、6世帯移住があったというようなことですが、それは児童数、あるいは生徒数の増加という方向にはつながっていないということに理解してよろしいかと思うんですが、問題は、たまたまきょう1番が川島議員が少子・高齢化ということで質問に立たれました。私が上広川に係るそういう似たような部分をお尋ねしておるわけですけれども、やっぱり児童・生徒数が、子供がふえていく。そういう方向性

を持った取り組み、これは大変重要なことだろうと。同じ広川町に移住してくる人、ありがたいことですが、やっぱり定年退職をして、いわゆるリタイヤした方たちが自然豊かな地域で老後を過ごしたいとか、そういう方も多分いらっしゃると思います。そういう話はよく聞きます。それも結構、ありがたいことでもあります。ですが、やっぱり子育て世代、子供の数がふえる、そういう移住者、転入者、そういう方たちに、より積極的に広川町においでいただきたい。やっぱりそういう希望を私は持っております。ですから、そういう方たちのニーズを、需要を満たす、あるいは要望を満たす、そういう取り組みの一つとしてこの住宅建設はどうだろうかと考えておるわけでございます。それで、もちろん住宅開発業者が取り組む住宅開発、これを町がもっと積極的に位置づける、あるいは空き家があるのをリニューアルし、貸し出す、いろいろ借りるなり買い上げるなり、そういうことは必要でしょうけれども、空き家があるのをリニューアルし、公営住宅として位置づける。そういうふうな取り組みも含めての町営住宅という意味であります。ですから、やっぱりある程度の入居要件というものは必要で、やっぱり子育て世代を優先する入居要件、そういうものをひとつ考えてみてはどうかということでございます。その辺について御意見をお聞きできればありがたいと思います。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

町営住宅の問題につきましては、これまで長い間、広川町として町営住宅を持つという住宅政策の検討は行ってきておりません。しかしながら、架空の話ですけれども、上広に町営住宅をつくるというときに財政的なシミュレーションを行いました。例えば、八女市でしたら、過疎債が適用されて、地方交付税で初期投資の理論上は70%国が助成するということですので、初期投資がかなり少なくて済むと。あわせて起債の償還も先ほど言ったような交付税措置があるということで、それなりの一戸建ての豪華な住宅をつくったとしても、採算ベースに合うかもわかりません。しかしながら、広川町におきましては、そういった過疎債といった有利な財政支援がありませんので、架空のシミュレーションでした結果、採算ベースに合わない。しかも、住宅というのは結構クレームがあるんですね、問題が。それに対応するための職員というのがかなり苦労しなきゃいかん。不動産屋さんと話しても、入居者の方のクレーム処理で結構大変らしいんですね。そういうことも含めて採算ベースに合わないということが架空のシミュレーションでは出てまいりました。

2点目が、先ほど佐々木議員のほうから子育て世帯ということで、将来、広川町に家を建てて定住というようなものにつなげていくという発想だろうと思いますけれども、なかなか定住につながるのかという不安というのがございます。あわせて現在、コミュニティ政策を行っておりますけれども、その入居者の方が地域のコミュニティの中に溶け込むのか、あるいは積極的にかかわってもらえるのかと。もしそういうことがなければ、町営住宅でございますので、地元のコミュニティとの関係で、さまざまな問題が発生するんじゃないかというようなことが考えられます。そういうことから、現在のところは町営住宅というのは考えておりませんが、人口増の一番の手っ取り早い方法というのは、やはりそういった公営的な住宅ということになるかと思っておりますけれども、冒頭、町長のほうから国道3号バイパスという話が出て、雇用の問題が出てまいりましたけれども、雇用の問題とあわせて、私

はやっぱり民間の不動産業者による住宅開発、そういったものも期待をしておるところでございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

民間による住宅開発はもちろん大いに結構。それと今、副町長からありましたが、いわゆる過疎債等の対象にならんということ、広川町というのは、今、財政力的にも県下でも位置づけられると真ん中辺にあるわけで、中間ぐらいのところが一番きつところなんですね、そういう面で見れば。それと移住者、転入者があっても、地域に溶け込めるかと、そういう不安はあるでしょうが、現実にはいろんなところで起きていますが、これをやってもこうだろうといえればそれまでなんで、何かそこにひとつ積極的というか、知恵を絞らなければ人口増というのは図られないと思うんですよ。

それで、先ほど町長の答弁の中にあつたように、上広川地域でのいわゆるコミュニティの連携、そういうことについての行政区長と役員を対象とした意見交換会も29年11月ごろにあっておりますが、その中でも、実際、具体的にはほとんど何も出てこなかったようでございまして、ただ、何か活性化の事業の柱が必要と。例えば、道の駅と、そういう話。そういうことになれば、町長が言われたように、バイパスというのは間違いなく効果がある。この道路が通るということは最大の効果がある。だから、それは積極的に進めていただくということは当たり前のことで、大きな起爆剤になることは間違いありません。ですが、やはりそこにある程度の数の住民がいなければ、今、道の駅といっても、相当あちこちあります。道の駅でない何とかの駅もたくさんあります。そういう中で、なかなか集客は望めないだろうと思うし、まずはやっぱり私は最優先は子育て世代の地域への移住・転住だろうというふうに考えるんですよ。それで、あくまでも新築とは限らなくても、空き家があれば空き家を町として活用する、そういうことで公営住宅的に位置づける、そういうふうな方策がとれないかというような問題提起をしたわけです。

それで、なお、上広川校区の役員さんたちも、何かせないかんと。それはおっしゃっているわけですがけれども、何をすればいいかということは全く出てこない。それで、あるいは子育てしやすい環境づくりというようなことも上げられております。そんなら子育てしやすい環境づくりのために何をするのか、そこはやっぱり詰められていない。そこを詰めていく。それは絶対今後の課題として残ると思います。

それで、私はきょう提案したのは、活性化への一つの方策として、この公営住宅、町営住宅的な発想が必要ではないかということを取り上げたわけでございます。それで、今後町として、さらにそんならどのように上広川校区に活性化のためてこ入れをやっていこうと、そのための方策はこういうことでやりたいと、何か具体的に方向性なりお示しいただけますか。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

上広川校区の開発で一番の弱点は、不動産業者による住宅地開発ができないということな

んです。これはなぜかと申しますと、20戸なら20戸の開発をして、全部売れてしまうまで次の開発にかかれないうことがありますが、ですから、なかなかそういったことができないということが一つと、よく上広川校区の地形を見ていただくとわかりますけれども、今、宅地にするところがないんですね。どこを宅地にするかと、大概農地なんです。農地を転用というのはなかなか今難しいですから、宅地になすところがないというところで、私はやっぱり町道を入れなければいけないというふうに考えております。そのためには、上水道、下水道がなければ宅地はできません。ですから、私は採算は抜きにして、上広に一番に吉常までの下水道を引っ張っております。

先ほど川島議員にお答えしましたように、工業団地を造成するならば、余計に下水道がなければなりません。ですから、そういうことを想定して下水道を早く引いているわけですが、今後、そういった住宅地をどう提供できるかということを考えますときには、やはりその環境を整備しておかないと、なかなか住宅地の提供はできないということになりますので、私はそういった面で環境整備に力を入れているところでございます。

それともう一つ、下広川小学校が改築しました。児童数がふえております。小学校の改築というのは大変効果があるというふうに私は思っております。中広川小学校が竣工した当時、物すごい勢いで児童がふえまして、教室を3つ追加しました。大変苦勞して3つつくったわけですが、下広川小学校においても、今ふえつつあるというふうに報告を受けております。ですから、上広川小学校もやはり学習力に力も入れなければなりませんけれども、その環境整備に力を入れていくということも大事じゃないか。ですから、いろんな面を総合的に含めて、徐々に一つ一つ進めていきたい。その一番の起爆剤は3号バイパスなんだということを私は申し上げております。3号バイパスができることによって、その地域に上広川校区の運動公園なり、そういったものもつくればいいし、そのことによって人が集まってまいります。先ほど議員おっしゃいましたように、道の駅等もつくればいいし、その経営がうまくいくかどうか、それは経営する人の問題でございますが、そういった環境を整えていくことが大事でございますから、3号バイパスにより力を入れているところでございまして、町道の建設にも力を入れて、そして農地の転用ができるように、地権者も転用を待っていますけれども、制度的に転用ができないという状況にございますので、そういったことの解消をしていきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

今、町長の答弁にありますことに全く反対する意見は持ちません。大事なことです。大いに進めていただきたいし、議会議員としても積極的にその施策については、方向性については支えたいと思います。これはもう全く考えは一緒です。ですが、やっぱりそのこの視点の中にももちろん含まれておりますが、子育て支援をまず優先した人口増計画ということを計画の中にぜひ御留意いただきたいということを強く求めておきます。

この件については最後ですけれども、現在、上広川校区に空き家はどの程度ありますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

上広川校区の空き家については、ちょっとここに資料を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

事前に打ち合わせまで、おいでいただいて聞き取りまでしていただいておりますのに、そういう基本的な数字というのは持つって当たり前ですよ。教育委員会も一緒です。持つって当たり前ですよ、その具体的な数字というのは。そう思います。後で知らせていただきたい。

やっぱり住宅というのは新築しなくても、空き家があれば、それをいろんな契約上、クリアしなければならない問題はあるでしょうけれども、そういうものの再利用ということも含めて考えていいと、そういうことでございます。どうぞ鋭意御検討いただきたい。

次に、アレルギーの問題ですが、学校給食関係では十分把握できていると思います。それはもちろんできておると思います。ですが、一般住民の皆さんについては、ほとんどそういう把握がこれまでなされてきていないのではないかと思いますし、やっぱり今後はあつてはならない自然災害等の被害についての場面で、絶対これは課題となります。ですから、平時のうちに、そういう把握というものは必要と思います。これは何か把握する、それも全町一斉に、全住民に対してのいろいろというようなことは一気にはできないでしょうが、いろんな場面で、こういうことの防災上の取り組みとして、住民の皆さんのニーズというか、実態というか、そういうものの把握は必要と思いますが、そういうことはどこかで具体的に検討されますか。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（井上新五）**

大規模災害時につきましては、事前にアレルギー疾患者を把握して対応したほうが運営自体がスムーズになるということはわかっております。ただ、大規模災害時には広川町民以外にも広川町に観光客で来られた方、こちらが広川町で被災された方に対しても対応しなければなりませんし、また、アレルギー等を調査したときに、本当のことというか、隠される場合もありますので、町長答弁でもありましたように、聞き取り等で行った場合、町域全体での実態把握というのは限りがあるのではないかと現在考えております。

そのため、あらかじめ災害協定事業所さん、そちらと想定されるアレルギー疾患に対して、対応可能な食材、また資材、こういったものを協議して行って、また避難所運営時には、アレルギー等があるかどうかの聞き取り調査等を行って、万が一の長期避難時の対応というのを行っていきたいというふうに思っております。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

調査には限りがあると言いながらも、一応限りがあつても、ある程度の数字は把握できるわけで、やっぱりそういう機会があるならば、この機会をそういう場面にしたらということがあるなら、ぜひ活用して、その機会を捉えて、そういう調査によってデータの積み上げをしておくことは絶対無駄ではないと思います。

それから、本当に災害時、いわゆる避難所に多くの人たちが集結した場合に、初動的にはパニック状態、どこでもそう聞きます。ですから、やっぱりそこにしっかりとしたそういう食品対応についてもマニュアル化した、さらにそれをシミュレーションする等の演習等の場面しておく必要がある。一回よそで起きておることが広川町では起きないとは限りませんので、よそで起きたことを教訓にして広川町の防災計画の充実にぜひ生かしていただきたいと思うんです。

それで、現在、既に食品関係の業者との災害時の連携はとれておるということですが、実際、道路が寸断され、電力が落ち、通信回線も途絶えたというような中で、現在、実際ことし西日本豪雨でそういう場面が出てきたじゃなかですか。その中で個人的に皆さん、そういうアレルギーを持った子供等を育ててある方は、二、三日分の予備食、これは一般の非常食と違って賞味期限等の期間が短いようですので、なかなか長期保存というのが、備蓄というのが難しいようですけれども、二、三日分はやっぱり自己責任で持っておるが、とてもどうしようもなかったと。どこかに探しに行こうと思っても動けない。そういう中で、当然、行こうと思っただけに行けないならば、来ようと思っただけで来れんわけですよ、基本的に。そういう中で、やっぱり本当にお互いに同じ悩みを持つ人たちが協力し合って、何とか急場をしのいだというようなことをございます。ですから、やはりよそであることは広川町でもあり得るという前提で、こういう防災計画等は充実させていかなければならない。本当に被害を受けた方には申しわけないけれども、それを次の我々の教訓に生かせばいいと思うんです。ぜひその辺の地域防災計画の中での食品についての取り組み、この部分の充実をぜひ図っていただきたい。これをお願いしますが、よろしゅうございますか。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（井上新五）**

避難所運営につきましては、国・県が示しております避難所運営マニュアル作成指針やガイドラインに基づきまして、現在、広川町のほうでは広川町避難所運営マニュアルを作成しております。この中では、特に配慮が必要な施策としまして、アレルギー等対策、こちらのほうを明示させていただいております。内容としましては、食物アレルギーや動物アレルギーなど避難所における生活環境に配慮した、管理に配慮した運営計画というふうな形になっております。

また、来年度には八女地区総合防災訓練というのが広川町で開催される予定となっております。この中でも、避難所運営訓練や救援物資の搬出訓練、食料調達訓練なども実施する計画で現在進めております。職員を含め地域の方も多く参加していただいて、今後もこの災害時の手順等を確認していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

ぜひ防災計画の内容の進化をお願いします。

次に、最後になります。イノシシ対策です。このごろ、北九州ですか、砂防ダムに2頭のイノシシが落ち込んでテレビで放映された。その事後対応がいいか悪いは、是非はこれは賛否両論分かれたところですけども、本当に今ふえておる、これは事実ですね。実際イノシ

シは今、八女猟友会を通じて、年間何頭ぐらい捕獲されていますか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

広川町内におきましては、今、捕獲計画というのを立てておりまして、年間120頭を捕獲する計画でございます。29年度につきましては、72頭の捕獲を行っておりますけれども、今年度につきましては、今現在、42頭の捕獲をしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

このイノシシというのは、聞くところによると、矢部村から広川町まで大体1日行程で走り回りよるといような話も聞きますが、八女地域全体での数字もわかりますか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

八女地域全体、ここにちょっと資料は持ち合わせておりませんが、お聞きしたところによりますと、3,000頭ぐらいはとっているということをお聞きしております。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

相当な頭数が捕獲されておるけれども、一向に見た目には減ったようには思われないし、聞こえてくる声もふえて困るという声ばかりでございます。1年間に1頭が8頭ぐらい産むんでしょう。そういうことですから、実は来年がえと年ですよ。ことしのうちに質問させていただいたんですが、イノシシは昔から子宝云々ということで縁起物の一つともされてきましたが、実際、今、農作物に対する被害というのは半端じゃない。これは何とかせにゃいかんということなんですね、関係者一同、頭を悩ませていらっしゃるはずであります。

ですから、本町でも30年度の本年度の当初予算で有害鳥獣対策事業費ということで1,323千円が計上されております。それから、捕獲委託料として300千円が出されております。こういうことでありますが、この八女猟友会等の意見として、そういう捕獲頭数をふやすための要望なり方策等が何か町には出されておりますか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

今、イノシシの捕獲につきましては、箱わなと猟銃での捕獲、この2点でしておるところでございます。八女のほうでは、くくりわなといって足わなが非常に効果があるということでございますけれども、広川町につきましては、非常にそれは危険も伴うということで、猟友会の中の申し合わせで、くくりわなの使用は自粛されておられます。特に広川町の場合は、民家も非常に多うございますので、そこで鉄砲を打つということではできませんので、今のところは箱わなによる捕獲が主流でございます。



○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

イノシシはいつ子供を産むんですかね、時期的なものがあるんですかね。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

昔の気候でしたら、年2回なんです。今、周年通じてやっております。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

一年中、人の少子・高齢化なんていう問題ない話でございますが、本当に本気で対応しないと、農作物が荒らされる。今、課長の答弁でも、広川町の場合は人家に近いということがひとつ問題として上げられて、わなでも使いにくいものがあるということでしたが、実は一回母イノシシについて山から人家そばに出てきて、人間がつくった野菜を食べると、後は山の餌は食べないんだそうですよ。そういうふうになっていくと。これは新聞に載ったんです。そういうことで、一回母親から畑の野菜の味を教えられたら、もう山に帰って山にある食物では満足せんという学習をするんだそうです。そういうことで、畑を荒らすのはだんだん手前に入ってくるということなんです、そういうことからいえば。

それと、きのうのテレビでした。ある県で豚コレラの問題が出ておりました。野生のイノシシに感染しておると。この近くでは、まだ豚コレラの云々は報じられていないので、まだ安心かなと思うんですが、これもよそであることは決して他人事ではないわけで、野生のイノシシにもこの豚コレラが感染しておる。そうすると今度は、当然、養豚業者あたりのそういうところにも逆に感染するというような危険性もあるわけですから、何かここはひとつ対策を講じなければならんということで、問題としてきょう取り上げさせていただいたんですが、やっぱり人間が食べるのが一番減るんですね。もう九州管内でも宮崎方面に行けば鹿とイノシシはどんどん売っています。真空包装して、鹿肉、イノシシ肉はブロックで売っています。

それで、答弁の中にもありましたけれども、イノシシも猟友会等で捕獲したものについては解体して云々と、販売しているものもあると、利用されておるということでしたが、もっと積極的にこれはやっぱり八女地域全体として、このイノシシ肉を食材として売るということも私は非常に効果を生むんじゃないかなと思います。まだ今高いですよ。たしか宮崎の高千穂で見たとき、キロ4千円ぐらいしていましたから、高いです。これがどんどん出回るようになれば、ある程度値段も安くなるのかなと思うし、町長がおっしゃったと思いますが、やっぱり解体し、肉として販売するためには、クリアしなければならない問題が幾つもあるということでした。それはクリアできると思うんです。広域の取り組みとしてやるならば、クリアする方法はある。やっぱりこれはぜひ私はJAあたりで一つの共通課題として取り組んでいただけるような問題じゃないかなと思うんですが、その辺の見通しとか、何かお持ちありませんか。JAあたりとのこういう面での協議なんかの経緯はありますか。

○議長（野村泰也）

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

現在、イノシシ肉は大変高価なんです。なぜ高価なのかということをよく考えていただきたいんですが、捕獲頭数の中の大方5割ぐらいは子なんです。これは食べられない。今度は余りにも大きい年とったのも食べられない。というのは、特に販売するならば、おいしいところのイノシシでなければ売れないということになります。そういうのを選んでいくと、捕獲頭数というのはぐっと減るんです。広川町程度の面積で、今おっしゃったように、広域で八女地域でというなら別として、広川町の面積ぐらいのところでは捕獲しようとしても、販売まではとても採算は合いません。これは間違いないところです。ですから、そういったことを考えると、広域化ならば賛成できますけれども、それにしても捕獲の時期、あるいはイノシシの年、そういったもの、いろいろな条件が出てきますので、このイノシシの肉の値段が下がったならば、なかなか売れるものじゃないと思いますが、豚でも考えていただければわかりますように、どうして今の値段で販売できるのか。これは飼育をやっているからでございますが、こういった野生のものについては捕獲という手段しかありません。ですから、安定しないということも考えますと、なかなかこのジビエをやろうやろうという気にはならないというのが実情です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

理解できますよ。私も物好きでイノシシはよく食べます。狩猟した人たちもおいしい肉とおいしくない肉はわかるので、おいしい肉はくれません。かたい肉かやわらかい肉か、そんなところしかもらいませんが、それでも私たちは珍しいので食べます。もちろん自分で解体しなければなりません、食べます。ですが、やっぱりこれはもう本当に耕作放棄地が山間部で非常にふえつつある、基礎には人口減少があつて、やっぱり耕作放棄地もだんだんふえておる。そうすると、イノシシ等の有害獣の侵入がより進むということですので、やはりどこかでこれは食いとめなければならぬし、先ほど言ったように、人間が食材として利用するのが一番効果があると思う。それで、これは広域ですよ。広川町だけでしなさいと言っているんじゃないです。ぜひJAふくおか八女が連携する、広域で取り組むのにはそういう組織が一番いいのかなと思うし、そういう中で広域の取り組みをやっていただいて、食材開発として、ぜひ進めていただけるとありがたい。そして、その中の何ぼかがこの広川町の、例えば、Aコープなんかで販売されると、私はそれなりの効果は出てくると思うんです。その辺に何かできそうな部分がありますか。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（熊添 博）**

今の広域的な処理施設、販売関係につきましては、まだふくおか八女農協との話は詰めておりませんので、今後はいろいろな機会に農協のほうの担当者との会議をする機会があれば、意見として出していきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

ぜひ協議の議題として取り上げていただきたいと、それは強く求めておきたいと思います。やっぱり農作物を守り、農地を耕作放棄地にしないためにも、それは有効な一つの取り組みにはなると思います。ぜひそれは強くお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番原野利男君の登壇を求めます。

○6番（原野利男）

おはようございます。6番原野利男です。通告に従って、質問を行います。

最初に、町の財政状況についてお尋ねします。

近年の広川町の財政指数の状況を見ると、実質公債費比率、経常収支比率においては、財政が健全化の傾向にあると思っております。我が国の経済状況及び経済政策を見ると、企業の設備投資の促進、従業員の賃上げ、そして雇用拡大が最も重要な課題であり、今だからこそ企業への設備投資を誘引・拡大する町独自の施策を進めることが喫緊の課題であり、設備投資の拡大は地域経済の振興、雇用の拡大はもとより、ひいては町税収の増加につながり、広川町の財政強化につながるものと確信しております。

そこで、町の財政状況の今後の見通しについてお尋ねします。

次に、国民健康保険制度についてお尋ねします。

国民健康保険制度の改正については、今年度改正が行われているところでありますが、制度の改正によって町民に影響があるのか、また広川町国保協議会の中で検討していく課題があるのか、お尋ねします。

次に、移住定住促進の取り組みについてお尋ねします。

上広校区においては定住促進強化地域に指定され、移住定住者へのいろいろな支援事業を計画、実施されていますが、その成果は出ているのか、お尋ねします。

あとは質問席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

原野議員の質問にお答えいたします。

まず、町の財政状況の今後の見通しについてですが、まず歳入について御説明いたします。

町税については、毎年のように税制改正が行われ、年度ごとに精査が必要な状況となっております。

その中で、2019年10月に消費税が増税されることに伴い、地方消費税交付金につきましては増加が見込めますが、増税に伴う消費の衰退にも注意を払う必要があります。

その他の歳入につきましては、国県支出金や交付金も伸びは期待できないと思われま

地方交付税は、地方公共団体の間で財源を調整する役割を持つことから、地方税収が上がる  
と減少し、下がると増加することになり、歳入全体を一定水準に保つ役割を持っています。

以上のことから、歳入全体を押し上げる要素は町債や基金の繰入金によるものが中心であ  
り、依然として厳しい状況となっています。

続いて歳出についてですが、これから下広川小学校屋内運動場改築事業、庁舎建設事業、  
子どもの遊び場整備事業と大型建設事業を実施していくとともに、公共施設の維持補修、長  
寿命化への対応に迫られています。さらに、義務的経費である人件費や扶助費、近年の起債  
増に伴う公債費、医療、介護事業等へ一般会計が負担すべき繰出金など極めて硬直性の強い  
経費の増加が今後も続いていくと見込まれます。

よって、今後において財政状況が好転することは厳しい状況にあると見通しております。

税収の伸びぐあいにつきましては、過去5年間における町税収納実績では、平成25年度は  
2,246,325,752円、同じく平成26年度は2,260,830千円、平成27年度は2,346,790千円、平成  
28年度は2,374,470千円、平成29年度は2,484,420千円となっており、平成29年度分と平成25  
年度分を比較しますと率で10.59%、税額で238,094,608円の増収となっております。

滞納対策の取り組みにつきましては、新たな滞納の抑制と長期、多額の滞納者の発生を抑  
えるために、滞納が少額のうちに文書催告などを行っております。

また、預金、保険、給与等の通常の財産調査のほか、自宅の捜索などにより動産などの  
差し押さえを行っております。

工業団地以外の企業進出についてのお尋ねですが、法人住民税関係から届け出の事業者数  
を見てみますと、横ばいの状況から微増の状況になってきているようでございます。

次に、国民健康保険についての質問でございます。

平成30年度から国民健康保険制度が改革されました。昨年度までは、市町村ごとに国保を  
運営していましたが、4月からは都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営  
や効率的な事業の確保など、国保運営に中心的な役割を担うこととなりました。

市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴  
収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行いますので、町民への負担や手続など  
はこれまでと変わりはありません。

ただ、保険証や限度額認定書などの様式を変更しております。福岡県では、保険証と70歳  
以上の人が持ちます高齢受給者証を一体化する方針でありますので、広川町では8月から  
一体化した保険証に切りかえております。医療機関の窓口で、これまで2種類の提示が必要で  
したが、8月からは1種類で済むこととなります。

また、高額療養費の多数回該当が県単位で通算されることとなります。これまで市町村間  
で住民異動すれば、その異動で通算回数がリセットされていましたが、県内異動であれば通  
算されますので、加入者の負担が軽減されます。

現在、広川町の国保税の賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から成っ  
ています。ことし4月から県広域化となり、福岡県では、国保税の算定方式を所得割、均等  
割、平等割の3方式とすることが、福岡県国保運営方針の中で記載されています。広川町で  
も国保会計の収支状況を勘案して資産割をなくしていく方針でいるところでございます。

次に、移住定住促進の取り組みの質問でございますが、上広川校区につきましては、人口  
減少対策として上広川校区振興事業を実施しております。そのうち個人給付となる補助金事

業の取り組みとしては、住宅取得支援事業、浄化槽設置及び上水道工事補助の各事業を実施しております。この事業を活用して他自治体から移住された世帯が6世帯あり、一定の成果はあっております。

また、国際理解教育事業では、子供から高齢者まで幅広い年代の参加があり、上広川校区を中心として、町内全域で国際理解教育及び国際交流が実施できています。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

6番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

財政状況については、今から十四、五年前だと思いますが、自治体の財政が厳しいため、いろんな問題が発生をしました。もう御存じのように、北海道の夕張市のように破綻した自治体もありました。

そうした中、本町では行政改革が進められました。行政改革が進められる中で、行政組織の効率化と経費削減に取り組まれたと思います。特に人件費の削減については、大変な苦労があったと思います。職員の皆さんたちの給与もかなり下がりました。そういうふうな努力をした結果、今日のような健全な財政の方向に向かってきたと私は思っています。

先ほど答弁の中で、今、財政は厳しいところでありますというふうに言われましたが、今後、見通しについて具体的な取り組みについて、どういうふうになされるのかをお尋ねします。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

見通しについては課長がお答えすると思います。

それ以前に、12年前をよく思い出していただきたいと思いますが、広川町が県下で借金が多い自治体としてワーストスリーだったんですね。今、議員おっしゃるようないろんな改革に取り組んで、やっと今、健全な状態になってきております。

ですから、今の財政状況をいかにして維持していくかということに今後も腐心をしていかなければと思っておりますが、財政改善をしたこと、みんな忘れております。ですから、その点はよく理解しとってください。

**○議長（野村泰也）**

6番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

町長がおっしゃいましたように、私も行政の中におりましたので、大体理解をしております。

町村の中には、財政難のために合併に走った町村もあります。広川町も合併協議会ができて、いろんなそういうところを議論されたと思いますが、広川町はそれを乗り越えて合併しなかった町だと私は理解をしております。

そうした中で、大変な苦労をされているのを私はもう重々わかっておりますが、その当時に比べれば、財政的にはすごくよくなっている。それも町の努力により、こういうふうに変化したと思っております。

先月ちょっと北海道のほうに視察に行かせていただきました。本当は夕張市というところを視察したかったわけですが、受け入れが不可能だったために近隣の美唄市というところに行きました。人口が最盛期は11万人、12万人ぐらいおったそうです。しかし、現在は2万人弱です。その職員と話したら、行政改革をするためにいろんな努力をされておるわけですね。給与も40%カットとか、議員も半分になったとか、いろんな努力をして、今でもまだ給与が10%ぐらいカットされておるという話でしたけど、そういうようなところですよ。

私は、それと比較するわけじゃありませんが、広川町はそういうふうなところじゃありませんので環境もいいですけど、かなり財政的にはそういうところと比べると実際よくなっています。よくなっているというか、もうこれ以上よくなれないだろうというふうな気持ちでおります。だから、後で述べますけど、設備投資をじゃんじゃんやっってくださいよという話なんですけど、町長がおっしゃるように、私も町長の12年間の実績が今になったと私は理解しておりますが、ここに来て、さらに発展するために設備投資、さっきおっしゃいましたように社会資本の設備を投資したり、企業誘致のためのいろんな支援をしたりということをしていただきたいと思います。今、町長がちょっと言われましたので、十分理解をしておるつもりです。今後の見通しについて、具体的に担当課長、お願いします。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（丸山英明）**

今後の財政見通しでございますけれども、町といたしましては、広川町の財政計画、これは平成23年から32年度までの10年間の計画を立てておまして、その中で、各決算の状況におきまして見直しをしてきているところでございます。

直近では、平成29年6月に4回目の改正をいたしまして、その中で税、それから交付金等の歳入見通しと事業を積み上げまして、歳出との差額、いわゆる投資可能額というのを導き出してございます。その中で、約2億円程度の投資可能額を年間維持するような形で財政の運営を図ってまいりたいと考えております。

それと、財政につきましては、総合計画等の密接な関係がございますので、総合計画を実現するための財政指針というものをあと一つ持っております。その中で、今後の総合計画、第4次から第5次へとまた移り変わっていきますけれども、その中で財政指針といたしましては、そういう投資可能額を安定的に確保するために、基金への積み立てであるとか、事業の年度によってはその基金の取り崩しであるとか、そういうのを計画的に行ってまいりたいと考えております。

財政計画につきましては、今後もまた随時、決算の状況、今後の見通しの中で見直しをしながら、効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

6番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

町税の伸びが約230,000千円ほどあるということですが、具体的に個別にどういうふうな税が伸びたのか、お尋ねします。

**○議長（野村泰也）**

税務課長。

**○税務課長（野中洋太）**

税収の伸びについて税ごとに申し上げます。

個人住民税は平成25年度以降、納税者、納税額ともに着実に伸びております。法人町民税は、税率の変更及び景気の状態により増減していますが、町民税全体で伸びてきております。

平成29年度の収入済額は970,247,585円で、平成29年度と平成25年度とを比較しますと、110,218,213円の増額となっております。

なお、個人住民税の納税者、こちらも平成29年度は9,472名となっております、平成25年度と比べますと570名ほど増加していることとなっております。

固定資産税につきましては、平成27年度が評価がえのため、前年度比約0.3%ほど下がりましたが、以後、納税者及び税額ともに着実に伸びております。

平成29年度の収入済額は1,282,345,181円です。平成29年度と25年度を比較しますと、131,858,686円の増額となっております。

続いて、軽自動車税です。

課税台数の微増と税制改正により、平成28年度以後大きく伸びております。

平成29年度の収入済額は67,381,549円です。平成29年度と平成25年度を比較しますと14,795,796円の増額となっております。

最後に、たばこ税です。

販売本数がこの5年間少しずつ減ってきております。それによりまして税収も減少している状態ですが、平成29年度の収入済額は164,446,045円となっております。平成29年度と平成25年度を比較しますと、18,778,087円の減額となっております。

各増減額を足しますと、先ほど町長の答弁にありましたように、238,094,608円の増収となっております。

以上で報告を終わります。

**○議長（野村泰也）**

6番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

個人町民税が伸びたということは、私なりに考えますと、個人の所得は上がっておるといふふうに解釈しますと、景気は少しよくなっておるんじゃないかと思っております。

滞納対策についてお尋ねします。

いろんな取り組みをされておりますが、昨年度は差し押さえ件数、それからどういうものを差し押さえられておられるのか、お尋ねします。

**○議長（野村泰也）**

税務課長。

**○税務課長（野中洋太）**

平成29年度の滞納の対策についてですが、預金、それから給与、それから国税の還付金、太陽光の売電収入等を差し押さえしております。

また、滞納者宅の捜索も行ってございまして、差し押さえた動産、それから不動産の購買などにつきまして495件、20,523,273円を滞納額に充てております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6 番原野利男君。

○6 番（原野利男）

それから、企業進出することによって税収が私はふえると思っていますが、町内にそういうふうな企業が例えば進出してきておるかどうかわかりませんが、そういうような企業に支援があるのかどうかをお尋ねします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

今の御質問にお答えいたします。

町内企業につきましては、国の中小企業庁のほうで、ものづくり高度化法に基づく中小企業の支援ということで、戦略的基盤技術制度化支援事業というふうな補助事業とか、あと融資関係があります。また、町独自としましては、広川町内の中小企業者の方に対しての融資制度を10,000千円以内で利率1.55%で貸し出す融資制度もあります。

また、今年度より広川町小規模支援対策事業補助金としまして、補助率2分の1で500千円を限度額として補助金を交付するような制度をつくっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6 番原野利男君。

○6 番（原野利男）

先ほどからも何回も言っておりますが、健全な財政運営が行われていると思っております。今後は町の活性化のために事業投資をしながら、将来に向かって豊かな広川町のまちづくりをしていただきたいと思っております。

次に、国民健康保険制度についてお尋ねします。

国民健康保険制度の改正については、町民に影響がないということではありますが、町民に対し、制度の改正について周知は行ってあるのかをお尋ねします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

国保制度の改正につきましては、3月号の広報や被保険者全世帯にチラシ及び国保啓発用パンフレットを配布して周知しております。

内容としましては、市町村国保が高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低くなっているため、市町村の財政を県単位とすることで、安定的な財政運営を行っていくということをお知らせし、被保険者と市町村との関係につきましては、これまでどおり変わることはございませんということ周知をしておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

6 番原野利男君。

○6 番（原野利男）

国保税の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式について、この負担割について検討さ



れると思いますが、平成25年9月の一般質問の答弁の中で、国保が県に移行した場合の保険料の考え方はこれから協議するということでした。

広川町の国保税の問題点ということで、国保税に資産割を採用している点、しかも税率が高いという点は検討が必要であるということでした。今後、税率の改正に当たって、国の動向を見ながらこれに合わせて検討したいというふうなことでした。

このような答弁でありましたが、どのような考えなのか、お尋ねします。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（藤島達也）**

30年度の制度改正におきまして、県内統一した税率が制定されるものと思っておりました。

しかし、福岡県内市町村では医療費に差があり、医療費が高い市町村が統一したのであれば、下げる努力をしないのではないかと等のことから、福岡県では統一した税率としないこととなったわけでございます。

福岡県国保運営方針で、所得割、均等割、平等割の3方式とすることとなっておりますが、税率に関しましては各市町村で納付金額に合わせて設定するようになっております。

県からは、制度改正に合わせて大幅な率の改正を行わないでほしいということでありましたので、30年度は税率の改正は行っておりません。福岡県では3方式となりましたので、今後数年をかけて資産割をなくしていく方針でございます。

税率に関しましては、広川町国保運営協議会の中でお諮りしまして、慎重に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

6番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

国民健康保険についてはいろいろな課題もあるようですが、低所得者に負担のかからないような保険料、それから国保運営というか、そういうことをやっていただきたいと思っております。

次に、移住定住者促進の取り組みについてお尋ねします。

先ほど佐々木議員のほうからいろいろ質問が出ておりますが、いろんな取り組みがある中で、移住定住促進の取り組みの中でO r i g e（オリゲ）の利用者、どれくらいあるのか、また、どのような人たちが利用されているのか、お尋ねします。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

移住定住促進センター兼滞在交流施設O r i g eですけれども、5月に開館してから11月末までに宿泊者については100人が宿泊しております。

利用者の居住地につきましては、県内が21人、県外が64人、国外が15人です。ほとんどの宿泊者については旅行者でございます。なお、複数回の利用者につきましては2名となっております。

また、宿泊以外の利用者につきましては、この施設につきましては、現在、施設の周知を

図るために地方創生に関する婚活事業や国際交流事業、まちじょ事業で利用しておりますけれども、その参加者が84名ほど参加していただいております。

それと、地域との交流会等において多くの方に利用いただいておりますけれども、今後はお試し居住等で移住希望者の利用を促していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

6番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

定住促進についてですけれども、今、上広川小学校付近に私が知っている限りですけど、ことしに入って5軒の住宅が建設予定されております。

どういう方かという、梯の方、逆瀬谷の方、鬼ノ淵の方、内田の方、若い世帯です。子供が小学校に行けるような世帯です。しかし、どの方も住宅地を探すのに大変苦勞をされています。先ほど町長答弁でありましたように、なかなか分譲開発ができないという状況になっています。そういう若い世帯が近くに家を建てたりすれば、当然、上広川小学校の児童数もふえると思っておりますが、何分にもその住宅地がないということですね。

さっき佐々木議員もおっしゃいましたが、ああいうふうな公営住宅はどうかと、私は町長の答弁の中で、最初から民間の不動産屋さんに開発をお願いするのがいいだろうということとをずっと言っておりますが、先ほど町長の答弁のように、例えば開発した場合に半分以上売れないと次の開発ができないということで、なかなか上広には開発をせらっしゃらんわけですね。中広には開発しても1年か2年で売れるから、次の開発ができるからされるわけです。

それで、上広に分譲地の開発をしていただくためには、そういうふうな県の決まりを少し和らげてもらって、その何年間かは住宅地が売れなくても次の開発はいいですよみたいなことになれば、上広川小学校周辺にもまだまだ住宅地として開発する土地は、私はあると思います。

さっきおっしゃるように、なかなか公営住宅もだめだ、民間の住宅開発もだめだということになりますと、間接的に小学校の児童は、私はなかなかふえてこないと思います。

今、上広川小学校の児童が若干ふえておるのは、多分、小学校の近くに10年ぐらい前に移住された、開発されたところに住まれた方の子供さんたちなんですよ。だから、そういうところを確保しておけば、まだまだ児童数が減らないように、私はなると思っておりますので、ぜひ、このまま公営住宅もだめだ、民間の働きも限界があるんだということじゃなくて、何らかの形でそういうふうな民間でも住宅開発できるような、町として何かの考え方を出していただいて、協力していただきたいと思っております。

定住政策については、いろいろ問題があると思いますが、私は勇気を持ってそういうやつに取り組むことが大事ではなかろうかと思っております。

先ほど佐々木議員がいろいろ質問されましたので、以上で私の一般質問は終わります。

**○議長（野村泰也）**

次に、12番江藤龍彦君の登壇を求めます。

**○12番（江藤龍彦）**

12番江藤です。2項目の質問を出しておりました。

まず1つ目は、国民健康保険制度について、そしてもう一つが子育て支援策についてであります。川島議員とか今の原野議員からも質問項目で出されておまして、ダブるところがあるかもしれませんが、御了承よろしくお願ひします。

まず1番目の国保ですが、県単位での広域運営となりまして、私が町の国保の特別会計を見ますと、以前の会計と比べて単純化されたといひますか、簡素化されたといひますか、そういう会計になったといひような印象を受けておられます。

今回の12月議会にこの国保会計の補正予算案が出されておられますが、保険給付費、医療費が80,000千円ほど増額されているようです。この医療費が今現在、町でどのような状況にあるのか、ことしの保険給付費、医療費が例年と比較してどのような状況にあるのか、伺いたいと思ひます。

次に、今後の運営についてでありますけれども、国保の被保険者、つまり加入者は当然、国保税を払うわけですけれども、特に保険者である町としては、その国保税率の調整をどうするのか、こういうことが大変大きな問題になってくると思ひます。誰でも払える国保税にならないと思ひます。今現在、過去から国保税の滞納もあるわけで、どのような税率が最も広川町に適しているのか、深く研究しなければならないと思ひます。

国保税といひるのは、所得税と違って1億円の所得でも2,000千円の所得でも同じ税率であります。しかし、幾ら所得があつても、税額に最高限度額が設けてあるといひのは、やはりこれは社会保障としての役割が大きいと思ひます。

この税率についてでありますけれども、今、原野議員からも質問がありました。資産割が広川町では以前から採用されておられますけれども、県内で見ても、大変高い資産割が課せられておられます。この資産割をなくせば、当然、所得割の率が上がる可能性があります。こういうことになると、現在、資産割が余りかかっていない人にとっては、負担が大きくなる可能性も出てきます。このようなことから、税率を変更するに当たっては十分研究すべきだと思ひます。誰でも払える国保税になるように、そしてまた国民の、住民の健康を守る保険者としての町として、今後の国保運営を基本的にどのように考えておられるか、伺いたいと思ひます。

2番目の質問であります。

これは、昨年12月議会でも同じような質問をいたしました。何度も何度も飽きずに、懲りずに質問をさせていただきます。

私は主に、保護者の経済的な負担を軽減するための対策といひことを質問しております。これまで町の答弁としては、学童保育所の利用料の減免や、あるいは子ども医療費助成の対象拡大、保育料の引き下げ、それから教育関係では、行き届いた教育といひことで、学習支援や35人学級の実施などに取組まれてきました。経済的な負担の軽減といひことでは、どこを援助することがより効果が上がるかといひ、検討していきたいとか、また国の動向を見たいといひ答弁もこれまでありました。

私が考えるに、経済的な支援としては、保護者の収入をふやす支援をする方法と、それから反対に支出を減らすために補助などをする方法があると思ひます。

前者としては、児童手当が大きいと思ひますが、町としてできる方法としては、出産祝い金や入学祝い金、あるいは奨学金などが考えられます。自治体によっては、さまざまな取組みが行われておられますけれども、町ではこの奨学金も含めて、今のところ行われていない

という状況にあります。それから、支出を減らすための補助としては、保育料の助成であるとか子ども医療費の助成、また義務教育に係る教材費用や給食費などの軽減が考えられます。

いずれにしても、方法としてはそれぞれいろいろな方法が考えられますが、これらの経済的負担の軽減する要望が大変高いということを確認しておりまして、町の対応を大いに期待しているところであります。子育て支援策へのこれからの決意を伺いたいと思います。

あとは質問席で伺いたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

江藤議員の質問の中の国民健康保険制度についてのお答えでございます。

1人当たりの医療費につきましては、前年と比べ平成28年度は減少しておりましたが、29年度及び30年度9月時点では、増加傾向にあります。被保険者の高齢化の進行や医療技術の高度化、高額新薬の認可により増加しております。

また、医療費分析の結果では、医療費高騰の原因は生活習慣病の増加にも関係しております。医療費削減には、特定健診の勧誘と特定保健指導の充実が必要となります。保健指導により重症化予防やハイリスク者の医療機関へ受診勧奨を適正に行うことで医療費削減に努めております。

国保税率につきましては、原野議員への回答にもありましたように、国保会計の収支を勘案して、資産割をなくし、所得割、均等割、平等割の3方式にする方針で検討中であります。

次に、子育て支援策についてでございますけれども、経済的な負担軽減のための対策では、子どもの養育支援として児童手当の支給を行っています。そのほかに保育料の軽減、学童保育所の保育料及び子どもの医療費に対する助成を実施し、保護者の負担軽減に努めています。

現在、来年10月に予定されている幼児教育・保育の無償化に向けた話し合いが進められております。特に無償化の費用負担をめぐり、政府と地方団体との間で詰めの協議が行われており、その結果を注視していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

まず国保についてでありますけれども、ちょっと基本的な数字として、平成30年度現在の町の国保の加入世帯、人数、これがどうなっているか、また大体加入者は減少傾向にあるというふうに思っておりますけれども、どのような状況でしょうか。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（藤島達也）**

国保世帯でございますが、世帯数につきましては平成29年の9月末現在で2,729世帯、総人数としまして5,058人でしたが、平成30年9月末現在では世帯数が2,665、マイナス64世帯、総数としまして4,834人で、マイナスの224人ということで、世帯数と被保険者総数につきましては、年々減少傾向にございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

全国的に見ても、国保の加入者が大体4分の1ということなのですが、広川町では4分の1よりもちょっと下がっているという状況ですかね。

医療費について、県内で広川町の1人当たり医療費が県内でどれくらいの順位にあるのか、また国保税としては県内で1人当たり国保税がどれくらいの順位にあるのか、資料としてありますか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

1人当たりの医療費につきましては、平成28年度でございますが、金額としまして356,604円ということで、県内多いほうからいきますと51番目の順位にあります。

平成29年度につきましては363,706円でございますが、順位等がちょっとこれはまだ出ておりませんので、順位につきましては29年度はわからない状態であります。

あと、保険でございますが、1人当たりの国民保険税につきましては110千円程度でございますが、資料としまして1人当たりの納付金額というのが県内市町村ごとに出ておるところでございます。広川町におきましては1人当たりの所得とか、医療費とか、子供の数とか、そういうふうなことを勘案して、県の計算方式にのっとりまして出されている数字でございますが、広川町は納付税の1人当たりの納付金額ということで128,122円となっております。こちらにつきましては、1人当たりの納付金額は県内では多いほうから12番目の金額となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

以前からも聞いてったんですが、広川町の1人当たりの医療費というのは、県内で見ると低いほうにあるというふうに記憶をしております。

今の答弁の中でも28年度が51位ですかね。県内の市町村は60市町村、その中で51位というのは本当に1人当たり医療費としてはえらい低いところにあると思うわけですが、逆に国保税でいうと高いほうに位置している。国保税というのが医療費に対応して国保税というのは決まるものだと思いますが、なぜこういう順位の逆転とはいいいませんが、低い医療費にもかかわらず国保税、今の答弁では納付金、1人当たりでしたが、なぜこういうふうになくなっているのか、その理由はわかりますか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

先ほども申しましたとおり、1人当たりの広川町に対する納付金額に対しまして、大体税率を決めていくわけですが、1人当たりの納付金額というのは、広川町の1人当たりの所得額と1人当たりの医療費とか、あとは子供の数とかをその納付金額を出すのに計算方式があ

りまして、それに当てはめると県のほうが納付額を出してくるんですけど、その額が県下では12番目の金額になっているということでございます。

ですので、広川町としましては、1人当たりの医療費は少ないんですけど、1人当たりの所得が県下2位ということでございますので、高い水準になっているかと思えます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

最初の質問の中でも言いましたけれども、ことし補正が行われて、納付金が80,000千円ぐらいの増額ですね。逆に歳入としては県からの交付金でおりにくると思いますが、80,000千円という相当な金額ですよ、そういう補正だと思いますが、これはどういう理由で行われているんですか。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（藤島達也）**

納付金額は医療費について今年度はもう変更ありませんので、納付金額の変更はございませんが、療養費につきましては、かかった分はもう全て県から普通交付金として来ますので、その補正をお願いしているところでございますが、本年度につきまして、29年度、30年度と医療費が高騰しております。やっぱり高額薬品ですかね、そういう使用も見てとれるわけで。この間からノーベル賞をとられた中で、オブジーボという薬が認可されておりますが、その薬が薬価も下がって、11月からまた下がる予定ですが、対応として今まで肺がんの手術ができないようなやつと皮膚のメラノーマですかね、2種類になっておりましたが、それが7種類に今度是对応できるようになっておりますので、そういうことで医療費が高騰しておりますので、今度、医療費の補正をお願いしているところで。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

医療費で見ますと、平成25年の決算が大体1,620,000千円ぐらいだったと思います。それから30年度、本年度は今度の補正を加えて1,580,000千円ぐらいですかね。ですから、25年度と比べると給付費というのは、ことしは25年と比べて予算から見ると下がっているんですよ。

ですから、これ上下が年によって違うと思うんですが、広川町としてはやはり県内でも1人当たりの医療費は少ないというふうに思います。保健事業が大事ということになりますけれども、私も特定健診に行かなくてはならないのを粘っておって、ようやくこの間行ってきましたが、現在、受診率としてはどのくらいになっておりますか。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（藤島達也）**

受診率につきましては、28年度は60%弱、57.6%ぐらいでございましたが、29年度の受診

率につきましては61.9%ということで、30年度も今のところ、これを上回るような受診者の数となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

担当のところでも非常に努力されて、私のところには今回は電話は来なかったですけども、やはり今の努力を続けていってほしいというふうに思います。また、健診後の指導ですかね、データ、数字を見て指導なりしっかりと行ってもらいたいと思います。

それから、今後の運営として国保税の滞納があるわけですけども、私が持っている数字では、本年度178件、国保税に限りますが、短期保険証を出されているのが64件、資格証明書発行が103件となっておりますが、この数字は間違っていないでしょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

そうですね。6月1日現在におきまして、滞納世帯が178件で、短期被保険者証の交付世帯が64世帯、あと高校生以下の交付者につきましては35人ということでございます。

資格証明につきましては、交付世帯数が103件、うち高校生以下がいらっしゃるところの短期証の発行が、世帯数が17世帯の33人となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今の数字の割合を福岡県全体と比べると、これは2017年ですけども、滞納は県内の全体で見ると13.4%あるそうです。広川町はこれよりもちょっと少ないと思いますが、短期保険証の発行が県内で6.5%、広川町では2.3%、これは低いですけども、資格証明書が今、数字も言っていましたけど、ほかのところと比べてちょっと発行が多いんじゃないかというふうに思います。この短期保険証、それから資格証明書の発行というのは、どういう水準、どういう状況になったらこういう短期や資格証明書が発行されるんですか。

また、高校生以下、子供さんがおられるところの資格証明書というのは発行すべきではないと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

短期保険証、資格証明書につきましては、県内で今度統一して、どういうふうな状態ということで決定しておりますが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、短期保険証につきましては、年金でお支払いしますということで分割しての年金でのお支払いとか、納税の相談に来られて毎月お支払いしますということで、そういうところが連絡がとれておるところにつきましては、短期保険証を出しておるところでございます。

あと、資格証明書につきましては、そういういろいろ納税相談にも来られないとか、なか

なか連絡がとれないというところにつきましては、資格証明書を出しておるところでございますが、その中でも高校生以下がいらっしゃるというところにつきましては、高校生以下の方につきましては短期保険証を出して対応しておるところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

高校生以下の子供さんがあるところでも資格証明書を出しているという数字は言われたんでしょう。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

資格証明書を出している世帯が103世帯ございますが、そのうち高校生以下がいらっしゃる17世帯の33人のところには短期保険証を出しているということでございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今の数字はわかりました。

滞納対策で、先ほど連絡もとれないというような世帯があるという話でしたけれども、資格証明書を発行しようにも届かない、結局、窓口においてあつて取りに来られるのを待っているという状況なんですかね。その点はどうでしょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

資格証明書につきましては郵送とかしますけど、もともと会社をやめて自分はもう病院にはかからないので保険証は要らないとか、そういう方もいらっしゃいまして、そういう方が病院にかかれたときにはうちのほうに情報として全額をお支払いしているんですけど、そういうところにはちゃんと国保に入っていると、あなたは今、医療費を個人負担としてこれだけ払ってありますけど、その分は返ってきますよというような通知も出しながら、国保加入の推進を行っているところでございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

医療保険というのが即、健康、命にかかわる問題ですので、自分は病院にかかることはないとかいうのはちょっとあり得ない、その人の考えはあるかもしれんけれども、やはりあり得ないと思います。

全国で見ても、保険証がなくて病院にかかるのをためらって、いざ行ってみたらもう手おくれという状況の方がやはり年間でも3桁ぐらいあるんだそうです。ですから、そういうところの対策は、もう町の国保しかない人にとって非常に大切な保険証ですので、対応を間違わないようにしていきたいというふうに思います。



それから、今後の税率についてなんですけれども、今後の国保の運営協で3方式へ向かうという話でしたけれども、今現在の運営協議会で何か話されていることとか、今後のスケジュールとかありましたらお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

今までの国保運営につきましては、大体、報告等が主なものでございまして、今、医療水準がどうなっているとか、国保会計がどうなっているとか、そういうことを運営協議会のほうで提案させていただいておりましたが、今度2月下旬ぐらいですかね、国保運営協議会を開きますが、そのときには3方式にした場合に、もう単年度で3方式に変えるのではなく、数年を置いて、少しずつ税率を変えていくというような方向で、うち内部での税務課と協議をしながら、その中で年度ごとの税率について審議していただけるように提案していくように思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

昔、国保について、税率について何うと、所得割、資産割という応能割、それから平等割、均等割の応益割ということで、国としては何か応益割と応能割の割合は5対5にしろというような指導があつたように思いますが、今もそういう指導はあるんですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

5対5というのが理想的であるということで国は出しておりますが、現在、広川町では応能分所得割、資産割が大体65%、応益分の均等割、平等割が大体35%ということで、5対5ではなく、6.5対3.5ということになっておりますので、この辺も今後、3方式に変えていくには均等割、平等割のほうをふやして行って、所得割を大体5割ぐらいにしていくのが一番理想的ではないかと、ちょっと私は思っているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

江藤議員、よろしいですか。質問の途中ですが、暫時休憩したいと思います。よろしいですか。

それでは暫時休憩いたします。1時から開始します。よろしくお願いいたします。

午後0時2分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

ちょっと前後するかもしれませんが、最後の課長答弁のところで応益割と応能割の割合の

話が出ましたけれども、応益割をふやしていくという話だったと思いますが、法律では均等割というのは徴収することが義務づけられておるそうですけれども、この均等割を今、広川町で見ますと、介護分を含めると1人当たりで39千円の均等割になっております。介護分を除いても29千円ですね。ですから、子供さんが1人ふえれば国保税額は29千円ふえるということになりますけれども、これは前も言ったと思いますが、この均等割をふやしていくのはやはり子育て支援にも反するのではないかというふうな意見を持っております。

資産割の話ですけれども、隣の八女市でも資産割はもう外したようです。県内で見ましても資産割を取り入れているのが10市町村ぐらいですかね。広川の場合、今資産割が全体で42%という本当に高いところにあるわけですが、県内を見ると50%のところもあるようです。特に資産割を入れているのが筑豊のほうに多いような傾向があるようです。こういうふうに資産割が高い水準に広川町が持っているというのは、何か特別な理由があったんでしょうかね、何か御存じの方ありますか。

**○議長（野村泰也）**

副町長。

**○副町長（飯田潤一郎）**

昭和50年ぐらいに国民健康保険にりましたが、その当時は資産割の割合もよそとほとんど変わらないぐらいの税率でした。ただ、その後、特に介護保険導入の際に他の自治体ではそこに資産割を入れなかった、あるいは入れてもわずかししか入れなかったというところがあって、またそういうのが一つのきっかけと、全体的には資産割を縮小していこうというような傾向の中で、それぞれの自治体で試算、努力されていったんじゃないかというふうに思います。せっかく介護保険といういいきっかけがあったときには、もうちょっと議論して資産割のあり方というのを検討すべきじゃなかったかなと。そのことが今現在に至っているというのが大きく見たところのうちの流れやなかったかと思います。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

この資産割をなくしていくといえますか、3方式にしていく方針だという話なんですけれども、今現在、国保税の歳入見込みの中で、それぞれ所得割が幾ら、資産割、均等割、平等割、それぞれの国保税収の4つの部門の金額ですけれども、わかりますか。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（藤島達也）**

一般被保険者につきましては、ちょっとパーセントでの出し方しかしておりませんが、大体、医療費分では所得割が53.9%、資産割が10.1%、あと均等割が21.9%、平等割が14.1%。支援分につきましては、所得割が61.5%、資産割が8.4%、均等割が20%、平等割が10.1%。あと介護分につきましては、所得割が62.1%、資産割が3.6%、均等割が23.6%、平等割が10.7%というような比率になっております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今の割合で単純に資産割をなくすと20%以上の分が所得割のほうに回ってくることになるですよ。それだけ所得割を高くしなければ国保税収がもたないということになると思いますけれども、特に所得割がふえるということは低所得層にとってはここの負担が大分きつくなるんじゃないかというふうに思います。法律では均等割は徴収しなければならないが、資産割と平等割は自治体の判断で導入しないことも可能ということだそうです。やはり税率を変えるに当たっては、本当に細かいその試算をしてみないと、どういうところにその負担がかかってくるのかというが見えなくなりますので、本当に慎重にやっていくべきだと思います。

広川の場合は、ここ四、五年見ても税率の改正はなっておりませんが、限度額はちょっと上がっていきんですけども、よその自治体では引き下げを行ったり、また逆に上がったところもあるようです。そういうところのよその状況も見ながら広川の現状をしっかりと把握した上でシミュレーションなりをやって、本当にどの段階でもどの人たちでも国保税が払えるような税率の仕組みを考えていくべきだと思います。本当に慎重にやっていくべきだと思います。

誰もが払える国保税という点では、どの自治体でも本当国保については苦労しているようで、全国知事会のほうでは国に対して1兆円の財政支援をすべきだというふうな要請も出されておるようです。この1兆円というのがちょうど全国で国保の均等割と平等割を合わせたぐらいの金額なんです。この1兆円がもし入れば、国保も協会けんぽ並みの保険料になるというふうな話なんだそうです。

それで、きょう冒頭、町長の挨拶の中でたしか町村長会の特別決議かなんかの話も出たと思いますけれども、町村長会のほうでは国へ国保に対する要請とか、そういうのは毎年何か行われておるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

決議したことについては毎年陳情要請が行われております。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

町のほうでできること、国に対する強い要請。やはり今後とも全国町村長会などで国保に対する支援を国に強く要望し続けていってもらいたいと思います。ここについては今後とも誰でも払えるような国保税にしてほしいという点を強調して、国保については終わります。

次に、子育て支援策であります。

本当に何度も何度も質問しておるわけですが、経済的な負担軽減のための対策、福祉課なり教育委員会なりで何か具体的に検討されたという項目はありますか。経済的負担の軽減について。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

予算編成のたびに議論しております。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

ちょっとその具体的な中身を聞きたいんですけども、例えば、どういう対策、どういう対策、これは難しいとか、これはやったらいいんじゃないかとか、今のところ、ことしの予算でもたしかそういうのがなかったというふうに思いますが、具体的にどのような議論がなされておりますか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

各課からの全ての項目について予算要求が出てまいりますので、その全ての項目についてこのような負担、広川町の独自の負担とか、制度の問題について議論しているということが、だから、特にどのということじゃなくて、全ての支援策についてその場で協議をしているということです。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

それじゃ、こっちから具体的に言いますが、子供の医療費については今現在、昔と比べれば助成の枠が広がっておるわけですが、さらに助成の対象を広げるとか、そういう議論についてはどうでしょうか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

そういう個別の議論は確かに予算編成段階で要求する側と査定する側でやっておりますけど、今、私たちが考えているのは、先ほど町長が回答いたしましたとおり、10月に認可保育園ですと3歳から5歳までの保育料の無償化というのが打ち出されております。それで、その3歳から5歳の保育料を国の基準より引き下げるために、広川町では29年度レベルで28,000千円相当の財源を投入しています。その理論上28,000千円の財源が来年10月から、来年度は半年間ですからその半分です。それ以降はその財源は浮くということになりますから、冒頭申し上げたとおり、じゃ、どの子育て支援にどのような負担軽減策をするのかと。個別のことよりも全体的に見て何が今必要なのかということを議論しなければならないというのが今の考え方です。それは一つ一つ見れば下げたほうがいいのはわかっておりますけれども、財源というのもございますし、ただ、よそと比較してよそよりも負けちゃいかんということで何とかレースみたいに下げただけでも私は問題があるかと思っています。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

保育料の財源について、来年から具体的に詳しくどのように変わるかというのも見なければならぬと思いますが、一つ方法、見方といいますか、変えますと、学校給食費、

これも何度も何度も質問しておりますが、今、1カ月分の小学生、中学生、全員の給食費、1カ月分で幾らぐらいになるかわかりますか。

○議長（野村泰也）

教育委員会事務局教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

今、保護者からの負担としましては、小学生が4,200円、中学生が4,900円の負担をいただいております。1カ月に換算いたしますと、約7,300千円余りを1カ月で負担をいただいているところになります。この分についてはあくまでも食材費ということで負担をいただいているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

これも給食費の無料化を進めるといいますか、実際に行っているところやら、また意見書を上げている議会もあるようで、これは福島県の例ですけれども、無料化を求める意見書というのが福島県全体で22市町村がもう採択をしているそうです。これは国に対してですかね。それから、福岡県の給食費の助成を見てみると、18の市町村で何らかの補助をしているようです。例えば、1カ月当たり1人200円補助とか、あるいは牛乳代を補助するとか、そのような助成をしている自治体が18あります。特に福岡県古賀市、それから大木町、それからみやこ町では、これちょっと注目したんですが、小学校、中学校に同時に3人以上の児童・生徒さんがいる家庭に対しては、3人目以降全額助成をしているそうです。広川町で小学校、中学校に同時に3人在学しているという数字がどれぐらいかわかりますか。

○議長（野村泰也）

教育委員会事務局教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

あくまでも町内の小・中学校に限ってですけれども、3人いらっしゃるところが99世帯、4人いらっしゃるところが9世帯、5人いらっしゃるところが1世帯というふうに調査をしました結果出ております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

私の提案、今までしてきたところでは特にお金がかかる入学時、進学時の4月ですね、4月の給食費を無償化したらどうか、町として助成したらどうかということで、今、次長のほうから1カ月当たり7,300千円という金額が出ましたけれども、私はこういうのは町長の決断かもしれないけれども、すぐにできるんじゃないかというふうに思います。それからもう一つが、3人目以降の全額助成ですね。これも本当に3つの自治体ではありますけれども、大変思い切ったことをやっておるなというふうに私は感想を持ちました。

これは大分昔の話、年代になりますが、給食法ができた当時ですかね、その学校給食法の施行に当たって文部次官の通達が出ているようです。この中では、学校給食の実施に必要な

経費は原則として学校設置者と保護者が分担すると。その後ですが、しかし、これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば、保護者の経済的負担の現状から見て、地方自治体、公共団体などが給食の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないと。ですから、ほかの助成している自治体ではやはりこの部分を根拠にして給食費の助成を行っておるんじゃないかというふうに思います。教育委員会として何か、私の提案といたしますか、こういう現状について何かお考えをお持ちでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

江藤議員から保護者負担の軽減を重ねて言われておりますから重々わかっておりますし、私も負担はゼロが一番いいと思っております。ただし、限られた町の財政の中で地方創生の一環としていかに教育を活性化するかということ考えた場合に、まず何から取り組むかということで重々話し合いをしながら進めているわけでございます。給食に関しましても、私自身いろんな地域を回りまして、給食のない地域もありました。センター方式のところもありました。自校方式もありました。さまざまございます。この近隣でもさまざまな方式がございまして、広川町のように町の子育て支援策として、たくさんの費用をいただいて、自校方式の完全給食ができていく地域はそう多くはございません。一度、ある近くの市長が見学に来られました。いいですね、うちもこれをつくりたいと言われましたが、最後に言われましたことは、どうしても予算が出ないので、センター方式しかできないということ言われました。ですから、広川町は非常に配慮いただきまして、中学校も含めて自校方式のものと完全給食ということで、本当にこれをもとに丸山議員からも質問いただいているような食育の核ともなっているわけでございますけれども、子供たちが安心しておいしい給食を食べられて学べるという環境がつくられております。

それから、その他、先ほど入学祝い金のことも言われましたけれども、私どももいろいろ近隣を調べて考えていないわけではございませんけれども、広川町といたしましては、少ないお金を有効に使いたいということで、ぽんと何万円かの祝い金を渡すよりも、子供たちの教育の質を上げたいということで進めております。具体的には、誕生してすぐの子供には福祉課のほうからブックスタートということで本を渡しておられますが、本年度から教育委員会の社会教育のほうで3歳健診の子供たちに今度は「読書の階段」と名前をつけて、本のあつちをつくらせていただきたいということで親と面談をしまして、また本をお渡しております。将来的には小学校の子供たちにも本を渡せたらいいなと思っておりますが、なかなか本を読まなくなったこの時代の中で、やはり本があれば手にとって読むということで子供たちの言語環境が豊かになるというふうなことをしていきたいと思っておりますし、それから、準要保護に関しましては、江藤議員の御意見等も考えまして、本年度からは前倒して、年度前に支給できるような措置もとっております。

そういうことで、予算等を見ながら、そして、いかに効果のある教育の質を高めるような取り組みをするかということも教育委員会では考えております。給食費の無償につきましては、まだこれから検討事項であろうと考えております。今のところすぐ取り組む予定はございません。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

教育面でも確かに校舎の改築、新築とか、教育費にも広川町では大分お金を使っていると思います。今も教育長からの答弁のように、さまざまな取り組みがなされておるんですが、私はこの質問に絞っているのは、保護者の負担を何とか軽減する方法、少しでも軽減する方法がないかということで質問を続けているわけで、財源の問題が本当出てくるんですが、決算段階で見ると、ことしもいろいろな不用額もあって繰り越しが3億円ぐらい出てきたじゃないですか。ですから、さっきの1カ月の給食費あたり、また、3人目以降の給食費の助成とか、町としては十分できるんじゃないかというふうに思います。繰り越しを全て使い切れということを実を本と言うわけはありませんけれども、今の決算の状況から見て、このぐらいは出せるんじゃないかというふうな考えを持っておりますが、これが最後の質問ですけれども、何か答弁がありましたらお願いします。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

予算というのは御承知のように、年度の町の方針に基づいて歳入歳出を組んでおります。結果的に歳入が見込みよりもふえて、歳出が、例えば、入札によって余ったと。じゃ、余った分を何に使おうかというのは、そもそも方針の表現である予算としてはやっぱりおかしいんじゃないかというふうにまず思います。

それから、確かに子育てのための負担軽減というのは大事なことでありましようけれども、その中でも例えば、医療費の拡充というのは子供、あるいは家族のリスクに対応するために行政として何らかの助成をします。そういった質のものと、これが保育園の保育料になりますと、国の基準では最高が七万幾らになると。それじゃとても暮らしが成り立たないという家庭もありますので、10分の1にこれまでしてきたと。いろんな、何といいますかね、目的とか捉え方がやっぱりあって、一律に、じゃ、やみくもにこれも押さえる、これも押さえるということでもいいのか、何が今必要なのかということをやっぱり議論して、それが必要ならばいろんな努力をして財源を捻出する必要があるかと思えます。

ですから、その一つ一つのことで今回答をしておりますのは、先ほど冒頭申しましたように、無償化によって生み出された、これまで支出しておった28,000千円が幾らになるかわかりませんが、そういったものをやはり有効に使うためにさまざまな議論をしているというのがこれからだというのが冒頭の町長の回答です。しかも、まだまだ地方六団体と政府との財源調整というのは、大筋までは合意されているようですけど、詰めの段階までは行っておりませんし、無認可保育園の問題もまだ未解決です。ですから、そういうものをきちんと見据えた上で、その対応策というのをこちらでも協議したいということなんです。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（野村泰也）

次に、7番梅本哲君の登壇を求めます。

○7番（梅本 哲）

7番の梅本でございます。きょうは地方創生事業の進捗評価と、それから、道路愛護の課

題について質問をさせていただきたいと思えます。

まず、具体的内容について申し上げておきたいと思えますが、地方創生事業の進捗評価についてでございますけど、9月の定例議会の全協におきまして、地方創生事業の進捗評価の説明がございましたが、残念ながらシンボルプロジェクトの4事業がC評価というか、順調には進んでいない、ややおくれておるといふような評価でございます、非常に残念に思ったわけでございます。3号バイパスと連動した事業というのはよくわかりますけれども、その事業を除きまして、農産物6次産業化支援事業、空き家活用事業、そして、総括的な地方創生推進事業、この3つの事業につきまして、なぜおくれているのか、どういう点がおくれているのか、その理由はどういうことかということ。

それからもう一つは、総合戦略の目標年度まであと1年というふうになっています。この回復への対策でございますけど、どのように進める考えなのか、その点についてお伺いをいたします。

2点目の道路愛護の課題についてでございますけど、これは以前質問した内容の続きになります。道路愛護は奉仕活動ということでございますので、義務的なものはないというふうに言えば言えるわけでございますが、私たちが安心して暮らしているのは、この道路が常時良好な状態に保たれているからであるというふうに思っています。これは町の路面管理と、それから住民参加の道路愛護の励行によるものであるというふうに認識をしておりますが、この慣行が非常に今厳しい状況になっている地域もあるように思えます。そういう状況を踏まえて、これからまちづくりの根幹、町の形として続けていかねばならないと強く思っておりますので、その課題について町の方針をお伺いするものでございます。

1つは、作業の効率化についてでございますが、道路愛護というのは地域の奉仕作業であるということは再三申し上げましたが、そういう点で、詳細は地域の取り決め、それから地域の主体性に任せて実施をされておるといふふうに思っています。この作業対象につきましてお伺いいたしますが、町道以外の農道、林道、里道が含まれることがあるのかどうか、基本は町の認定道路、町道が対象だろうというふうに思いますが、そのほかに農道、林道、里道と、そういうものが含まれる例があるかどうかということをお伺いしたいと思います。

また、作業の内容その方法については路線によって異なっておりますが、こうした路線ごとの課題をチェックしまして効率化を図ることが大変重要なことではないかというふうにも思っております。長続きをするためにはそうした努力が必要であるというふうに思っておるわけでございますが、マニュアルとして作業のチェックリスト、チェック表、そういうものを町のほうから地域に示す考えはないかどうかです。その点についてお伺いいたします。

それからもう一つは、里道でございますけど、里道は国のほうから移管された道路でございますけど、この里道については道路法の適用外ということになっておりますけれども、これから生活、暮らしの中でも利用頻度が高いところもでございます。そうしたところについては管理がスムーズにいくように管理台帳そういうものを法定外にはなりますけれども、備えてはどうかというふうに私は思っておりますが、その点についての町の考えをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、林道、あるいは農道についてでございますが、これについてはまだ舗装されていないところが残っているというふうに思っております。当然ながらこうしたと



ころを舗装すれば財源負担が伴ってまいりますので、私は来年度から始まるであろう森林環境税、そういうものの活用領域が拡大されるという、内容はわかっておりませんが、そういうものに期待しての質問になるわけですが、利用頻度の高い未舗装路線に対しましては、補助事業などを導入して整備計画を再考してはどうかという考え方を持っておりまして、できるだけ舗装が望ましいというふうに思っておりますので、その点、今後の方針として町の考えをお聞かせいただければと思っております。

それから、第3点でございますが、作業の地域格差の是正についてでございます。この点については今回が2回目の質問になるわけですが、前回は実態は申し上げております。非常に地域格差があるということは申し上げておりますが、これから人口減や高齢化を組み込んだ奉仕作業体系というものが当然必要になってくる時代になります。この事業については、いろいろな事業が採択できる可能性もあるんですけど、私は町で簡単に採択できる事業として、地域の事情を踏まえて地元施工で実施してはどうかというふうに思っておりますので、その中で急傾斜地域の張りコン、あるいはまた、重機での雑木の除去、それから堆積土の除去、そういう重作業については、こうした事業の地元施工を活用してできやしないかというふうに思っておるわけですが、現状でできないとすれば、その採択基準を検討していただいて採択しやすくしてはどうかと、そういうふうに考えている次第でございます。この点も町のほうのお考えをお示し願えればありがたいと思います。

これ以外は質問席にて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

梅本議員の質問の中の地方創生事業の進捗評価についてのお答えでございます。

地方創生事業についての推進体制としては、担当者レベルの地方創生プロジェクトチーム会議及び三役、管理職で構成する地方創生対策本部会議で進捗管理し、外部委員の地方創生有識者懇談会及び議会において意見をいただき進めております。

事業推進評価については、各事業の担当者の主観による自己評価であり、事業の進捗を図るため3段階の評価としております。その評価で進捗がややおくれのC評価としておりました事業については、本町だけでは解決できない課題等があり、農産物6次産業化支援事業については、農産物の確保などの問題、空き家活用事業については、所有者の意向などさまざまな課題がありますが、その問題解決に当たっての解決策を現在検討中でございます。

また、地方創生推進事業については、全体の進捗管理ですので、全事業がB評価以上となるよう課題を再整理し、解決困難な事業については代替策を早急に検討するなど、プロジェクトチーム会議を強化してまいります。

広川町人口ビジョンにおける人口の将来展望では、2060年に総人口1万8,000人を確保することを目標としており、この人口の将来展望を達成するため、総合戦略に掲げる地方創生事業を実施しております。

現総合戦略は2019年度までの計画期間内の取り組みと成果目標を設定しておりますが、事業の検証を行いながら改定し、将来の人口減少対策を行っているところでございます。

次に、道路愛護につきましては、毎年春と秋の年2回、地域の皆様方の御理解と御協力により実施しております。この取り組みは、地域が主体となって道路清掃等を行うことで、生

活道路の安全と美化を図り、美しい地域づくりに寄与することを目的としております。

道路愛護の対象区域につきましては、集落内の生活道路をお願いしておりますが、基本的にボランティア活動であって、町からどこの部分を作業しなさいと強要すべきものではないと思っておりますので、具体的な範囲や作業内容につきましては、行政区内で協議して決めていただきたいと思いますと考えております。

町道の未舗装区間の舗装整備につきましては、行政区の要望に基づき現地調査を実施し、経済性や有効性等の評価を行い、優先順位をつけて順次整備を行っています。また、農道、林道の舗装につきましては、国、県の補助事業で対応しており、今のところそうした補助事業はございませんので、今後、新たに補助事業として取り組むことができるようになった場合は、速やかに地元関係者と協議し対応していきたいと考えています。

道路のり面の除草対策としての張りコンクリート施工につきましては、4メートル以上の道路であれば地元施工での対応は可能でございます。ただし、張りコンクリートの施工は、コンクリート構造物でもありますので、施工に当たっては安定計算を考慮する必要があり、対応が難しい場合もあります。高齢化の進展に伴って幾つかの行政区からは、道路愛護における伐採や除草などの労務作業については町で行ってもらえないかなどの意見も出されておりますので、今後も地域の実情を把握しながら、道路管理のあり方を検討していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

今の町長の御答弁でよくわかりましたが、進捗評価はどこでやっているかという問題につきましては、今の答弁では、庁内のプロジェクトチーム、あるいは本部会議等で、この段階までの評価でやっているというふうに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

基本としましては、担当者レベルが自己評価をしているということですので、プロジェクトチーム会議で担当者の評価を記載しております。それで、対策本部会議で議論していただいているということになります。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

この評価については自己評価というところでの視点で捉えなければならないというふうに、今の回答でよくわかりましたけれども、やはりこの広川町のシンボルプロジェクトと言われる内容でこうしたおくれが出ておるということは、内容としては現状の問題とか、体制の問題とか、いろいろ今御答弁がございましたが、やっぱりこうした重点事項についてはよりしっかり内容を捉えて正面から取り組んでいくという姿勢でないとなかなかB評価以上の評価にならないのかもしれないと、そういうふうに思うわけでございます。ただ、今一生懸命

各チームでその対策については検討を進めてあるということでございますので、一応の評価はしておきたいというふうに思っております。中でも空き家対策については原野議員とか、それから佐々木議員とかのお話の中にもございましたが、この対策についてC評価であるということでの具体的な内容についてちょっと確認をさせていただきたいんですけど、全協のときの資料によると登録8社ということで、それぞれの住宅関係ではなくて土地の売買をされる方だろうと思うんですけども、そういう方たちが町のほうに登録をされて、その方たちにアドバイザーを担っていただくという制度で活動を仕組んであるというふうに思いますが、現在の8社のほうで派遣実績が一応示してございましたけど、その派遣実績と内容について、どのような内容であるからその評価が下がっているのか、その点について少し解説をお願いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

全協の資料につきましては、29年度の評価を説明しております。成果目標としましては、空き家活用アドバイザーの派遣を15件以上行うという目標を立てておったんですけども、29年度は5件の申請があっただけで、そのうち1件が不動産会社と契約して借り手募集中ということになりました。やはり所有者の意向もありますけれども、なかなか空き家を活用する物件などが見つからないということでC評価にしております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

これは派遣については、地域において分けてあるんでしょうか、それとも、何か順番かなんかで8社それぞれ、今回はあなたが行ってくださいとか、そういうふうな状況で対応されているものんでしょうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

空き家のアドバイザーの派遣につきましては、所有者から8社のうちどなたかを選んでいただいております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

わかりました。

それではそれでよろしいんですけども、利用者の視点というもので考えていきますと、情報の収集とか、空き家の利用とか、売買、あるいは改修、いろいろな課題を抱えておいでになるというふうに思うんですね。ですから、こうした全ての内容等について、総合的に総合的に、そして、内容が的確に対応をしていくというふうなことが大事ではないかと考えるわけでございます、個人でアドバイザーとして活動するよりも、これはワンフロアをし

ましてやっていくという考えもあると思うんですけど、そちらのほうが非常に効率的ではないかなというふうには思っております。今、O r i g eのほうにおられる方が上広校区についてはいろんな情報を集めながら中心的にいろんな対応についてもやっておられるようには聞いておるんですけども、そうしたワンフロア化をする場所、そういうものを設定していろいろ対応したほうが的確な対応ができるというふうには思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

空き家の活用につきましては、現在、滞在交流施設のO r i g eのほうで空き家台帳というものをつくっております。ただ、現在のところ7件ほどしか掲載がされておられません。その空き家台帳に所有者の方がやはり売買とか賃貸を希望されて登録することを承諾していただければ、町のほうで一括に管理しまして、あと不動産業者等につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

そうすると、この対応については上広校区に限ってはO r i g eのほうでワンフロアで一応担当者を決めて、その方がいろいろ対応していただいて、適切なアドバイスをして不動産業者に紹介しているというふうな形になっているということではございませんか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

空き家の活用につきましては、その上広校区だけではなくて町全体の空き家台帳をつくるようにしております。先ほど7件と申し上げましたけれども、7件のうち上広が3件、ほかはほかの地区でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

わかりました。

それでは、先ほど佐々木議員のほうから質問がありましたけれども、空き家活用の一つで町営住宅の関係の質問がございましたが、いろんな情報を集めて、そして利用可能な状態というものを確認して、そうした対応をしなければならぬことは前提でございますけれども、的確にそういう空き家を利用していくという視点に立てば、そういうワンフロア化によって的確な助言をして、そうしたものの形をつくっていくということもできるんじゃないかというふうに思います。これも一つの考えかなというふうにも伺っておって、ちょっと自分なりに考えたわけですけど、そういう点も考えて、ひとつこの空き家対策についてはよりよき方向で進めていただきたいというふうに思っております。そういうことをお願いしておきたい

と思います。

次に、K i b i r u (キビル)、H o d o k u (ホドク)、O r i g e、それから藍彩マルシェ、これは何か仮称だというふうに書いてございましたが、それと、まち子のおやつ等の地方創生拠点施設、これについてお伺いいたします。

この拠点施設につきましては、150,000千円以上の地方創生の経費を投資しているということでございます。まだまだオープンして日も浅いという状況でその評価を問うのは少し早いかないという気もいたしますが、現実には特産物とかカフェ、見学会、イベント、観光協会とのコラボ、そういうものを実際に連携しながら企画運営も実現をされておる内容もございました。そういう状況ですが、現時点について、この点についてはやっぱりC評価という状況で考えておられるのかどうか、その点の一つお聞きしますと同時に、H o d o k uの関係については、これは利用者グループが育成されないことにはなかなかその活用はできないという状況にあるのかもしれませんが、この点については現在検討中ですというふうなお話も承っておりますけれども、この利用グループの育成、これについては具体的に今後どういう方向で取り組んでいかれるのか、その点についてあわせてお伺いしたいと思います。

○議長(野村泰也)

産業振興課長。

○産業振興課長(熊添 博)

今の御質問にお答えいたします。

まず、ことし4月の下旬でしたかね、まち子のおやつがオープンしまして、町の観光拠点施設の一つになったわけでございます。これにつきまして現在の利用状況につきましての御説明ですけれども、利用時につきましては、ちょっとこちらのほうでは把握しておりません。ただ、売上高ですかね、これにつきまして御報告しておきます。

まち子のおやつにつきましては、今現在13,940千円の売り上げがっております。これにつきまして、イベント時には非常に来客は多いということを知っておりますけれども、平常時にはやはり客足が落ちるような状況であるようでございます。このまち子のおやつを活用しまして4月以降ではダンスイベント、ビアガーデン、あと国際交流イベント等を定期的に行っておられます。また、いちごめぐりのときには非常にイチゴを見に来られる観光客も多うございましたので、こちらのほうにも一応観光案内のテントを立てまして、こちらのまち子のおやつ等への誘導を図っていたところでございます。

続きまして、K i b i r uでございますけれども、こちらはものづくり的な施設でございます、こちらにつきましてもかすり祭り等のイベントとコラボしまして、そういうふうなイベントを行っております。

それと、H o d o k uの研究施設でございますけれども、これにつきましては、今現在、農産物の研究グループという形で地元の生産農家の方が何名かですべておられまして、あとそこに1人アドバイザー的な方が協力をされておられますが、今から先実績が出てくるものと思っております。

以上です。

○議長(野村泰也)

7番梅本哲君。

○7番(梅本 哲)

わかりました。

それで、このHodokuの関係ですけど、これについては利用グループとして特産物とか、6次産業とも関連が出てくる、非常に関係が深いわけでございますけど、JAとの関係が非常に重要だというふうに思うんですね。現時点でお答えいただいたグループも恐らくJAグループの方だろうというふうに思います。今後そういうふうなグループの方を、現在やってみようかということで結成されておるようでございますので、そこを核として今後さらにいろんな分野で波及していくようにひとつお力添えをしていただきたいというふうに考えております。それは要望にとどめておきたいというふうに思います。

それから、先ほど千何百万円というまち子のおやつ売り上げの回答がありましたけど、広川町は非常にイベントがたくさんあるというふうに思います。そういうイベントを活用するのも一つの方法でございますけど、今若干考えで企画をされておるというふうには思っておりますが、聞くところによると、いわゆる工業団地の皆さん方もかなりたくさんおられる。そういう工業団地の従業員の方がまち子のおやつのお食事はおいしかばいというようなことで、たくさん来ていただくような、そういうこともこれから考えていってもいいんじゃないかというふうに思います。そうすると、さらに藍彩マルシェと言われるような、そういう全体的ないろいろなところの購買力もふえてくると、そういうふうにも思いますので、ぜひ進めていただきたいし、ことしの例を見ていると、丸山議員宅のイチョウの関係も非常に盛況でありますので、そういうところにおられるお客さんの昼食の場とか、ちょっと寄っていただくようなカフェとか、そういうふうなものにも利用できれば、なお結構かなというふうに思いますので、その点、今後力を入れてひとつ進めていただければ必ず成果は出てくると、そのように思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

それから、最後にちょっとこれはお願いでございますが、この地方創生についてのいろんな事業については町民の皆さんは期待を込めて見ているというふうに思います。先ほど言ったごとく、すぐ結果を求めることは現状では難しいという状況もございますが、今後、町民にはガラス張りでの情報開示を進めていただきたい。現在でもいろいろ広報を使ってやっていらっしゃるんですが、それを続けて、こういう状況にならばいいと、大分評価が上がっているなど、成果が上がっているなど、そういうものをいち早く住民に伝えるような、そういう活動をしていただく、それをひとつ要望しておきたいと思っております。

それから、道路愛護について移りますが、道路愛護については、これは前回のときも今回と同じような回答をいただいたように思っておりますが、実際、これは奉仕活動でございますので、町のほうからとやかくどうのこうのという、ちょっかいを入れるような、そういう内容ではないというふうには思っておりますが、何せこれから広川町の状況を考えると、道路維持というのは町の金だけでできるわけはありません。したがって、どうしてもこの奉仕活動については、ずっとやっばり続けていくという前提で臨んでいかないと町の財源は大変になると、そういうふうに思っておるわけでございます。したがって、幸いに広川町の場合は区長さんたちの区長会とか、たくさんいろんな団体がありますので、そういう皆さん方の協力をいただいて、そういう皆さんの理解をいただいて、ぜひともこの現状の形を残すようお願いをしなければならぬではないかというふうに思います。

実際、現場を見てみると、効率的に行われているかどうかということで皆さん方も実際に現場に毎年1回か2回行かれますから思っていられるというふうに思いますけれども、

毎年同じような道具で毎年同じような場所をやっているというふうな状況にあるのではないかとこのように思います。人数の少ないというところはそれでよろしいんですけども、余り作業の量が多くない、そういうところについてはもう少し重点化を図った作業が必要ではないかと。せっかく道具を持ってきたとしても道具と作業内容がマッチしないと、だから、ぶらぶらしているというふうな状況もあるかもしれません。したがって、そういう点をなくすような助言、そういうものをできれば区長会等をお願いをして、そして毎年毎年の、いわゆる作業管理の状況をチェックしていくようなシステムをひとつ誘導されたいかというふうにするわけですが、その点、無理でございましょうか。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

議員御指摘のとおり、道路愛護については本当に地域の皆様の御協力によって、毎年、年2回開催させていただいております。ただ、御指摘のとおり、やっぱり前例主義のところが見受けられるというのも実情であります。こういった実情を踏まえたところで道路愛護の進め方みたいなものを区長さんのほうと協議しながらそういった形も出して、より有意義な道路愛護になるような形はちょっと相談していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

7番梅本哲君。

**○7番（梅本 哲）**

実際、道路愛護の関係につきましては、今回回答いただいたようにやっていただきたいというふうに思っているんですが、最近は若い方がふえる、あるいはライフスタイルが変わってくる、そういう状況が背景にございます。それから、長らく町外に出ておられた方が、あるいは大都会におられた方が帰ってこられて町の慣習になじんでいただくと、そういう状況ではありますけれども、なかなか奉仕活動の状況について理解をされない方もある。そういう状況もありますし、今後こういった状況がさらにふえてくるんじゃないかというふうに思います。そういう点でひとつ今言われたように、区長さん等の力をおかりいただいて今後も続くようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、農道、林道についての舗装の関係なんですけど、農道については、大体補助事業でつくったものはすぐ町道に格上げというふうな状況があると思います。林道につきましては、これはなかなか一般町道のほうには格上げはしなくてそのままというのが実態だろうというふうに思うんですが、実態としてやっぱり補助事業で導入したのが多いという状況でございまして、その管理団体について、これは補助金適正化法の対象にもなっているというふうには思いますが、もう長い年月がたっていますので、そういうものはどげなふうに残っておるのかというのはよくわかりませんが、管理状況について把握をされていますでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（熊添 博）**

今、町の農道、林道につきましては、台帳管理で確認しておるところによりますと、農道は路線が73本、延長が1万6,008メートルでございまして、同じく林道につきましては、8本

の路線でございます、延長8,076メートル。あとこれの管理につきましては、やはりこれは補助事業でつくりました道路でありますので、今現在は受益農家なり関係者の方で維持管理をお願いしているという状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

現況はいかがですかね。大体、町の職員さんが巡回されてうまくいっているなというふうな、そういう評価ですか。それとも、いや、まだちょっとこれは問題があるなというふうな状況でございましょうか。路線によって違うとは感じますけどね、ちょっと概略、感想をひとついただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

これは私個人の意見でございますけれども、やはり利用者というか受益農家が多いところの道路管理については非常に管理されているなど思っておりますが、やはり受益農家が少ない林道関係につきましては、もうちょっとかなということを感じております。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

それでは、もう一つちょっとついでにお聞きしますが、林道を巡回されるのは大体災害調査というのが相場だろうと思うんですよね。そういう状況の中で、林道が荒れているところもかなりあると思うんですが、その林道が荒れる要因、原因といいますかね、それをどのように捉えてあるのでしょうか。そこら付近、いわゆる状況というか、現場に行かれる方の感想でも結構ですけど、お願いします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

林道には私が詳しくございますので。雨ですね、雨。水抜き管理の足りていないところは砂利を入れても一発で流れます。ですから、道というのは山のほうに傾斜をつけますね。そして、山側に排水をとります。その排水を次には土管を入れて次に送るわけですが、大概そこが詰まっています。それで、一遍にあらわれるということです。ですから、つくるときの意欲をずっと持ち続けていただけて管理してもらわないと、何回ても入れしても同じ結果になっているようです。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

さすがにやっぱり町長は大変詳しくございます。やっぱり水ですよ、水が一番大きな要因である。それから、倒木ですね、倒木がやっぱりよくあります。それと、最近では、先ほど佐々木議員の話にもあったように、イノシシですたいね、こうして有害鳥獣が荒らしてし



まうという、そういう要因も最近はこちらは見受けられます。そういう点で、これをどうにかせないかんといいふうには思いうんですよ。だから、その方法として私が一番いいのが、舗装をしていただくと。現に長延の三谷線あたりは、舗装しているところは今、町長が言われたような状況はございません。それ以上の舗装していないところはやっぱり今言われたような状況で、水が道路をどんどん流れますから、時期によっては大変荒れてしまうというような状況でございます。したがって、私は舗装をできるだけ早く、今度の森林法の関連の事業には期待しているんですが、そういう補助事業関係の説明があつたら、できるだけ早くそういう対応を地元で話をさせていただきたい。それをお願いしておきたいというふうに思います。

それからもう一つですが、山は山林については、道はそうなんですが、道がなければその山は登れませんので、遠くから見るぐらいですけど、やっぱり山に林道があればそこに行っていていただいて、山のよさを実感していただく、山の癒やしとか励ましを受けていただくというふうをお願いしたいと思つていんですけどですね。ことしの山肌は非常にきれいでした。夏場はああいうふうな高温の夏を過ごしたという経緯もありますけど、黄色、赤、ハゼやいろいろな雑木が点々とございまして大変美しい山肌でございました。

それからもう一つは、この林道をきちんとすれば猟友会の人も非常に喜ばれております。そういう点もあります。それと、現在は買えば早いんですけども、正月用品であるウラジロとか、それからユズリハとか、そういうものも山の幸としてたくさん林道の脇にはあるわけですから、昔と今というふうなことで生活感が違いますので、そんなものは必要ないと言えどもそうかもしれませんけど、そういうものもやはり山に行けば採取ができる、そういうこともあるわけですから、私は林道は今非常に山の経営が難しいので厳しいわけですけど、できるだけそういうふうな背景もあるので、林業についてはもう少し目配りを今後していただければ大変ありがたいというふうに思つておりますので、担当課のほうではよろしくお願ひをしておきたいと思つています。

では、最後になりますけど、途中でちょっと申し上げましたけど、道路愛護というのはまちづくりのコミュニティのやっぱりとりでだろうと思つていんですよ。これをなくすと地域は恐らくばらばらになってしまう、そういうふうに感じます。せつかく町長が肝いってまちづくりを一生懸命やっていたらいい。そういうものの、やっぱりとりでになるという内容でもありますので、いかに奉仕作業とはいへ軽視はできないと、そのように思う次第でありますので、ひとつ町のほうも直接的にはなかなか言えない内容かもしれませんが、何かそういういろんな機会を利用してこの形を残していただくように強くお願ひをいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。10分間休憩をとります。

午後2時12分 休憩

午後2時20分 再開

#### ○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番丸山修二君の登壇を求めます。

#### ○2番（丸山修二）

2番丸山修二です。それでは、通告に従いまして2項目について質問をさせていただきます。

す。

第1点目は、食育の推進状況についての質問でございます。

食は命の源であり、私たちが生きていくためには食は欠かすことができません。我が国は世界有数の長寿国で、今後も平均寿命が延びることが予測されています。その一方で、食生活においてはエネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏りが見られ、朝食を欠食するなど食習慣の乱れが生じ、これに起因する肥満や生活習慣病が大きな課題となっております。

先月、新聞の記事に朝食をとらぬ児童の増加という見出しで、朝食を食べない小学生がふえていることが文部科学省の全国学力・学習状況調査で公表をされております。2018年度の朝食の欠食率は5.5%と前年度に比べて0.9%増加しております、子供の食生活の乱れが浮き彫りとなっております。

調査内容を見ますと、朝食を全く食べていないのが1.4%、余り食べていないが4.1%、どちらかといえば食べているが9.7%、15%超の小学生が朝食を毎日食べる習慣が身につけていないという結果が出ております。また、朝食を食べていない理由として、3から5割が食欲や時間がない、1割がそもそも朝食が用意されていないというような、びっくりするような回答もあっております。子供の朝食の欠食は家庭環境が大きく影響していることがわかります。

そこで、本町において朝食を食べていない児童・生徒の状況はどうか、児童・生徒に対する食育教育はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

また、急速な高齢化やライフスタイルの多様化等により、がん、心臓病、糖尿病、脳疾患などの生活習慣病が増加しており、これは食習慣の乱れや食に対する意識の低下などが大きな影響をしていると思われまます。本町における食育推進の状況についてどうか、お伺いをいたします。

次に、児童・生徒の不登校の現状と対策についての質問でございますけれども、10月25日に公表されました文部科学省の問題行動・不登校調査で2017年度の全国の不登校の児童・生徒は14万4,031人で、不登校児童・生徒の内訳を見ますと、小学生が3万5,032人、中学生は10万8,992人と、前年度と比較しますと1万348人の増加となっております、5年連続でこの不登校が増加していることがわかりました。

不登校の要因としては、学校生活に起因をすること、家庭生活に起因する、また、本人の問題に起因すると挙げられますが、不登校となる背景にある要因や直接的なきっかけはさまざま、文科省のほうではなかなか特定できないことも多いと言われております。不登校によって児童・生徒の将来が大きく左右されることは事実であります。早急な対応が急務になると思っております。

そこで、本町における不登校の現状、また、不登校児童・生徒への対応や不登校対策にどのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

以上、登壇での質問を終わります。あとは質問席でさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

丸山議員の食育の推進状況についてのお答えでございます。

町では、広川町健康増進計画・食育推進計画を策定して町民の健康づくりや食育の推進に努めています。健康診査結果から自分や子供の身体の状態を知り、食生活や運動などの生活習慣の見直しを行うことが大切です。健診結果に基づき実施しています保健指導において、塩分控え目な食事や野菜を最初に食べるなどの糖尿病に効果のある食事の順番など、各個人の状況に合った指導を行っています。また、食生活改善推進会と連携して推進員に対する研修会を定期的に実施して、町及び行政区で実施されています男の料理教室や広川まつりの健康フェアにおいて減塩食の推進を行っています。今後、健康づくりには運動や食事がなぜ大切なのか、運動や食に関する正しい情報の提供と一人一人に合った健康づくりの相談窓口を充実させ、知識の普及を行っていきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

丸山議員の御質問のうち、まず、食育の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

広川町内小・中学校の朝食摂取の状況でございますが、平成30年4月に小学6年生と中学3年生全員を対象としました全国学力・学習状況調査の質問紙に、「朝食を毎日食べていますか」という項目がございます。そこで、毎日食べていると回答した割合は、3小学校の平均は94.5%でございます。そこで、毎日食べていると回答した割合は、3小学校の平均は94.5%でございます。そこで、毎日食べていると回答した割合は、3小学校の平均は94.5%でございます。そこで、毎日食べていると回答した割合は、3小学校の平均は94.5%でございます。そこで、毎日食べていると回答した割合は、3小学校の平均は94.5%でございます。また、中学校は95.1%で、全国の91.9%に比べ3ポイント近く高い結果となっております。

しかし、朝食摂取率が全国を上回っているとはいえ、朝食を食べていない児童・生徒が数%いるわけでございます。また、食べていると回答した児童・生徒の朝食内容についても課題が見られることがわかってまいりました。

このような中、町内の小・中学校につきましては、先ほども申し上げましたように、町の子育て支援策の一つとして自校方式の完全給食という大変恵まれた体制のもとで、この学校給食を中心として、各教科、特別活動等に関連させ、学年の発達段階に応じた年間指導計画を作成し、食育に取り組んでおります。朝食摂取の重要性を含めた食育についての指導には、担任や教科担任のみならず、養護教諭、栄養教諭とも連携を図り、望ましい食習慣を身につけた児童・生徒の育成に向けて積極的に推進しているところでございます。

次に、不登校の現状と対策についての御質問にお答えいたします。

広川町内小・中学校児童・生徒の不登校の状況ですが、本年度11月現在、小中合わせて12名となっております。数値上は昨年度より増加しております。

その理由としましては、本年度から福岡県教育委員会の不登校の捉え方が変わったことによる由来しております。昨年度まで家庭の事情や本人の無気力などいろいろな要素で欠席していた児童・生徒は、その他の理由の長期欠席と捉えておりました。しかしながら、本年度4月から主たる理由に本人の不安や無気力などの不登校の要素を含んでいる場合は、その他ではなく不登校で計上するようにとの指導がございました。長期欠席の児童・生徒の場合、ほとんどが不登校の要素を含んでいるため、不登校の数が大幅にふえる結果となっております。

不登校を減らす対策として、各小・中学校に毎月、不登校傾向の児童・生徒に対する具体的取り組みを報告させ、指導を行っております。また、福祉課と連携してケース会議を開い

たり、スクールソーシャルワーカーとの保護者面談を行ったりしながら、学校と保護者をつなぎ、不登校解消に向けて努力を続けております。学校と家庭が連携することはもちろん、地域の方の協力も得て取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

本町における朝食に関する調査を今年度実施されているというふうなことでございますけれども、国の第3次の食育計画におきまして、朝食を全く食べていない及び余り食べていないという子供の割合、これは平成27年度が4.4%あったわけですが、これを国は平成32年度までにゼロ%とする目標が掲げられておるわけでございますけれども、本町においても国のような目標の設定がされているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

広川町内小・中学校の食育の具体的な目標等については定めておりませんが、先ほど言われましたような国の第3次食育推進計画の目標に準じて行っております。その内容としましては、先ほど言われましたように、朝食を欠食する子供の割合をゼロ%にする、あとは学校給食における地産地消の活用割合を30%以上にする、学校給食における国産食材の活用割合について80%以上にする、あと、中学校における学校給食実施率、これを90%以上にするというふうな目標を掲げておるわけですが、これらの目標の達成に向けて現在取り組みをしているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

目標に向けた取り組みはされているということですが、先ほど申しましたように、国においては32年度までにはゼロにするというふうな方針で国としては取り組んでおられるわけですが、さっき報告がありましたとおり、調査については文科省が公表している数値と余り変わらないような数値が出されておりますけれども、32年度までにゼロにするということで、あとは31年、32年でございますけれども、あとの年次ごとにスケジュール的にどのように率を下げるというようなことを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

お答えいたします。

実は本年度も2つの小・中学校を拠点校としてテーマを与えまして、食育に関する実践研究を行いました。その結果、ある小学校ではある期間、朝食を食べてこない生徒がゼロになって100%摂取になりました。ただ、なかなかそれが継続的なことが難しゅうございます。そういうことで、町としましては次年度以降も拠点校を設定して食育に関しては継続的に取

り組みをお願いしたいと思っています。

なぜゼロになったか、100%になったかといいますと、1つはやはり保護者を巻き込んだ取り組み、PTAを巻き込んで、先ほどちょっと申し上げましたが、食べている内容が課題だということを言いましたが、今の保護者は極端な例はポテトチップスを食べても食べたと親も子も言われる。ですから、朝食の内容を見直して、朝食プラス1品運動ということで小・中学校に取り組みをさせました。その結果、ある小学校はある一定期間100%摂取になりました。

ですから、やはりこれからはPTA活動とかと連携した保護者の啓発、家庭教育、そういう意味では社会教育との取り組みも連携しながら学校教育で行っていけば、かなり率が上がるのではないかと考えています。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

今、教育長のほうから答弁がありましたように、やはり地域、家庭を含めたところで取り組みをされれば、欠食する子供が減っていくという結果も出ているので、今後、努力をお願いしたいと思います。

文科省やスポーツ庁の調べにおきましては、朝食を毎日食べている子供は学力調査の平均回答や体力測定の結果が高い傾向にあり、反面、朝食を食べていない子供は学力、体力とも低い傾向にあると報告されておるわけでございますけれども、本町におきましてもこのような傾向にあるのかどうか、お伺いをいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

全国学力・学習状況調査につきましては、データを集計いたしまして分析等を行っております。

朝食摂取率と学力の相関関係についてですけれども、やはりその摂取率が高い学校では、国語、算数、理科等の教科において、ほかの学校よりも高いポイントを示したという結果になっております。ただ、この結果だけで一概に朝食摂取率が高いから学力も高くなるというふうには言えないかもしれませんが、ある程度は体力、学力ともに高い傾向になるんではないかなという分析の結果とはなっております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

傾向としては、朝食をきちんと食べる子のほうが、学力面についても体力面についてもいい方向にあるというふうなことで、これは全国的に同じだろうということで思っております。

次に、教育委員会におきましては、小・中学生の生きる力を身につけさせるために食育の推進をされておるわけでございますけれども、具体的にどのような食育事業を学校のほうでされているのか、お伺いをいたします。

また、先ほど教育長が言いましたように、食に関する研究指定の委託事業がされておりますけれども、子供たちの食に対する変化がどのようになっているのか、状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

先ほど教育長のほうからもありましたけれども、やはりこの研究事業等に取り組んだ結果、あと、広川中学校におきましては早寝・早起き・朝御飯というふうな事業にも取り組んでおります。睡眠等によって朝早く起きて朝食を食べる時間等も確保されるとか、そういうところでの研修等を行っております。この早寝・早起き・朝御飯推進事業につきましては、中学校の生徒からさまざまな取り組みを、自分たちの睡眠時間と成績と朝食摂取率もかかわりますけれども、相関関係がどうなのかというものをグラフ化していたりとか、各アンケート等もとっております。その分析等もしておりますので、今後これがきちっと報告書に上がったときには、ぜひごらんいただきたいかなというふうに思っております。

バランスを考えてプラス1品運動に取り組んだということで申しましたけれども、この2年間だけを、29年度、30年度の取り組みを見ますと、例えば、お菓子だけ、飲み物だけ、食べないという回答が減少して、炭水化物、タンパク質、脂質、無機質、ビタミンの5大要素を食べている子供の割合というものが実際増加したということがアンケート上わかっております。

それと、広川中学校でも炭水化物を食べている子供の割合というのは減少しているものの、他の4つの要素を含んでいる子供の割合というのは増加しているということで、例えば、飲み物だけ、お菓子だけ、食べないという子供等は減っている傾向にあります。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

食育関係につきましては、基本的には学校では栄養教諭が担当されておるかと思っておりますけれども、今、町内では栄養教諭は何名おられるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

栄養教諭は2名おります。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

ほかのところを聞くと、栄養教諭の中で食育を推し進めているというようなことも聞いておりますので、栄養教諭を2名ですけれども、例えば、3名にふやして全体的な学校の食育の推進を図るといようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

学校における食育につきましては、体育科、それから、家庭科、特別活動、各教科、道徳、そのような中でさまざまな角度から行っています。今言われました栄養教諭も2名しかおりませんが、2校を担当いたしまして、小中かけまして授業に入っております。例えば、道徳の時間とか特別活動においては地域の食生活とか、昔からの食事とか、それから、体育科においては栄養教諭と一緒に健康な生活とか、さまざまな形で非常に頑張ってくれております。理想的には4名欲しいわけですが、そのあたりは県のほうの配置になりますので、これからも要望はしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

先ほどからありますように、食に対してはきちんと食生活をしている子供につきましては学力も体力も高い傾向にあるということですので、今後ともそういった栄養教諭の配置については、また御努力をお願いしたいということをお願いいたします。

次に、町民に向けた食育の関係でございますけれども、メタボリックシンドロームにつきましては運動不足や食べ過ぎなどで、心臓や脳梗塞、糖尿病などのリスクが高いということは皆さん御承知のとおりでございますけれども、改めて栄養バランスのとれた食事、規則正しい食事の必要性が問われていることから、このような食生活習慣病に対する食育について、町ではどのような取り組みをされているのか、再度お伺いをいたします。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（藤島達也）**

メタボリックシンドロームの要因として、運動不足や食べ過ぎ等が考えられます。健康診断受診後でございますが、まず、積極的支援、動機づけ支援、3つ目が重症化の3つの階層に分けて分類しておりますが、積極的支援と動機づけ支援につきましては必ず保健指導を行うということになっておりますので、その中で運動不足や食事制限について、本人のかかりつけ医からの保健指導に関する指示書をもとに、本人と実際に面談しながら保健指導を実施しております。また、そのときの反応等を書面に落とし、かかりつけ医へフィードバックして経過を追っております。

個人に対して行う以外の健康づくり啓発活動としましては、広報や回覧にて生活習慣病の予防対策や重症化予防対策を行っておりまして、健康寿命を延ばすために保健指導や広報を通じて栄養の偏りが無い食生活や適切な運動習慣などの普及啓発を行っております。食事のときに野菜から先に食べる習慣や、1日30分以上のウォーキングなどの運動習慣の推奨を行っておりますが、やはり個人に対する保健指導のほうが生活背景を踏まえている分、効果があると思っております。

また、成人に対してバランスのとれた食事というのは1日2食以上、主食、主菜、副菜がそろった食事ということでございますが、個人個人の保健指導の中で生活に見合った食事指導を管理栄養士が血液データを見ながら実施しておりまして、食生活としては食進会での男の料理教室などで正しい情報の提供を行うなどを行っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

食と健康というのは本当に大きなかわりがあるわけでごさいます、今、町のほうでも個別指導ないし住民への周知ということで、正しい食のあり方、健康に対する指摘等についてきちんとやられておりますので、今後とも頑張ってくださいと思っています。

次に、現在、食生活改善推進員さんが設置されて食育活動をされているということで聞いておるわけでごさいますけれども、推進員さんは何人おられるのか、また、具体的にどのような食育活動をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

現在、広川町の食進会の会員数でごさいますが、16人の方が会員としておられます。

生活習慣病の研修とかいろいろやられておるんですが、生活習慣病予防のための研修が29年度におきましては11回開催されております。高齢者食生活改善教室が6行政区で開催されておりまして、89人の参加。また、男の料理教室では、はなやぎの里のほか3行政区で行われておりまして、38回の開催で延べ427人が参加されております。また、広川まつりにつきまして、食進会のほうで減塩しょうゆを使用した炊き込み御飯及びそうめんを入れた吸い物の試食会ということで約100食を用意されて、広川まつりのほうで試食会ということで減塩料理の啓発を行っておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

それでは、この食生活改善推進員さんというのは、あくまでも食進会の会員さんということですかね。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

以前は食進会というのは婦人会の下部組織みたいな感じで、全行政区に食進会の会員さんがおられたわけですが、現在はそういう食事に興味のある方、ボランティアとしてそういう減塩食を広めていくという方々の会員数となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

私は、各行政区にこのような食生活改善推進員さん的な方を配置することによって、各地区の公民館を活用して地域における食育活動を実施することによって、健康対策を推進する必要があるのではないかと、そのように考えておるわけでごさいますけれども、このような



地区にそういった推進員さんを配置するというような手法についてはどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

現在、婦人会がなくなった中で、なかなか各行政区に推進員さんを配置するというのはちょっと無理があるんじゃないかなと思っておるところでございます。食に関心のある方たちが、今、会員さんになられているという中で、各地域活動に出向いての食進会の会員さんの料理教室などの指導をお願いしたり、あと、健康診断の結果説明会等にも会員さんを配置しての減塩対策等に力を入れていくというような方向で、今のところちょっと各行政区に配置するのは無理があるのではないかと考えております。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

せっかく町では食と健康問題について積極的な取り組みがされておりますので、これを地域の中で浸透させるためには何らか、当然、町の職員が行って各地区でそういった推進をされているというのは十分私も認識しておりますけれども、そういった推進員さんを配置することで地域がもっと健康であるというような形になれば、本当にいいのではないかとということで、そういった質問をしたわけでございますので、今後いろんな面で、また御検討方お願いをしたいということで考えております。

次に、食育をする中で、地域でとれた農産物を地域で消費しようとする、いわゆる地産地消の取り組みがこの食育の中で全国的に行われておるわけですが、本町における地産地消の取り組みの状況についてどのようにされているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

地産地消についての御質問でございますけれども、今現在、地産地消としましては学校給食に梨とブドウを提供しているということでございます。また、小学4年生を対象に、お茶の入れ方教室や、あとは保育園、幼稚園にイチゴの提供をして、広川町の食材を利用させていただくような推進事業を行っております。

また、地産地消としましては、農産物直売所ですが、どろやがありましたけれども、今なくなっておりますが、今、Aコープのほうで野菜の生産者の方が出荷されておられます。またあと、先ほど梅本議員のときにあったまち子のおやつのほうの食材に広川町でとれたイチゴ、八女茶、米を使用しているということでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

部分的には地産地消という形で給食とか、そういった販売とかについて活用されておるわけですが、食育において地のももの食材を食べることが重要なことであるわけ

ですけれども、今後の地産地消の推進についてどのように考えてあるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

地産地消につきましては、やはり広川町民の方に消費していただくということが非常に大事でございます。これにつきましては、どのような手法でしていくかというのはまだ検討中でございますので、まだ具体的な回答はちょっとできません。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

食育の中で、やはり地元のもの食べているという実感を持つことが大切なことだと思いますので、今後この食育の中で地産地消の推進についても施策を考えていただきたいということで思っております。

食につきましては命の根源であるとともに、健康に大きく影響しておるわけでございます。食育の推進強化を図ることにより、子供から老人の健康が保たれると考えておるわけでございます。今後さらなる食育の推進を図ることをお願いしまして、この1点目の質問を終わらせていただきます。

次に、児童・生徒の不登校の現状と対策についてお伺いをいたします。

先ほど今現在の不登校の状況ということで報告があったわけですが、12名が不登校の状態だということですが、これは小学校、中学校それぞれ教えていただきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

現在は12名のうち中学校が9名、小学校が3名となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

平成28年度の文科省の調査において、年間90日以上欠席した児童・生徒の割合が不登校者の57.6%というふうな調査結果が出ておりますけれども、本町におきましてもこのような長期の不登校者の実態があるのか、お教え願いたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

長期欠席ということだけでいきますと、不登校だけではないんですけれども、例えば、病気であったりとか海外にいたりとか、そういう子も含めると、90日以上は平成27年度は5名、28年度は11名、29年度は8名という結果です。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

それでは、次の質問ですけれども、不登校の定義といたしまして、病気とか、そういった理由を除いて年間の欠席が30日以上、これが不登校という形になるわけでございますけれども、30日より短い休みの方、いわゆる不登校予備軍的な方も多数おられるんじゃないか、そういった児童・生徒がおられるのじゃないかなと思うわけでございます。そういうことで、定義が30日以上ということでございますので、仮にその半分の15日、年間15日以上から30日ぐらいの、そのような欠席者は、ちょっとはっきりわかるかどうかわかりませんが、どのくらいおられるのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

30日以内の欠席者の中で、3日以上続けて欠席をした子については担任が訪問したりとか、そういう方策をとるんですけれども、3日以上で30日未満といいますか、そのくらい的人数は27年度が42名、28年度が45名、29年度が38名です。ただ、言いましたように、これはあくまでも日数だけですので、病気であったり、家庭内の事情であったり、そういうものも含めての数となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

家庭的なこととか、いろいろが入っているということでございますけれども、結局予備軍的な児童・生徒は結構おられるということで考えていいわけですね。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

教育長のほうの答弁にもありましたけれども、不登校の原因というか、長期欠席になった原因についてはいろんな要因が含まれますので、一部はやっぱりそういうのが原因にはあるというふうには考えられると思えます。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

次に、小学校から中学校へ進学するときの環境変化に対応できず、不登校とかの問題行動を起こすという、いわゆる中1ギャップと言われる現象がございますけれども、これで不登校になる中学生も多いと聞いております。このような中1ギャップでの不登校は本町でもあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

現在、中1ギャップに基づく不登校の生徒はゼロというふうに判断をしております。過去さかのぼってみますと、27年度ゼロ、28年度ゼロ、29年度は2名というふうに結果として出ております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

これは素晴らしいことで、小学校から中学校に移る生徒に対して小中連携が十分なされている結果だろうと思います。今後もよろしくお願ひしたいと思います。

文科省の調査の中で、不登校が増加している理由について、複合的な要因が絡み合っているため原因を特定することは難しいというような回答を文科省はされておりますけれども、本町における主な不登校の原因がどのようなものか、わかっておれば、小学校と中学校は若干原因が違うところもあるかと思ひますので、わかれば、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

不登校の要因だけに絞った場合ですけれども、心身の不安というのが8割、あと、無気力15%、意図的な拒否が4%、あと、学業不振と進路の不安というのがおのおの0.5%というような結果になっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

わかりました。

次に、教育長のほうから回答がありましたように、学校において不登校に対してはさまざまな対策を講じられておられるわけですけれども、児童・生徒の不登校からの復帰に際しましてどのような問題、また、どのような課題があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

不登校から復帰させるための課題ですけれども、やはりこれは保護者と本人との話し込みということが必要になってきまして、なかなか保護者と話を設定する機会ができないとか、本人が求めているものに対して保護者と学校が協力して対応していくことになりましてけれども、本人となかなか会えないとか、そういうふうな課題があります。

以上です。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

関連してお答えいたします。

広川町は非常にすばらしいなと思っているのは、復帰率が高いことでございます。昨年度までは1桁だったんですが、その中に復帰が3名とか4名という形で、余り考えられないことですが、不登校から復帰した児童・生徒がおりました。相当学校は頑張ってくれているものと思っています。

例えば、具体的な例といたしましては、前にも話しましたが、担任が朝、毎日おにぎりを持って訪問すると、ろくに御飯も食べていないと、親自身も割とぶらぶらしてあるので、行く必要も子供は感じていない中で担任が御飯を差し入れして連れてくるという格好で取り組んだり、または、学校の中に順番に教室に入らないでも勉強できるような別の部屋をつかって、そこにまず登校させたり、さまざまな工夫をして担任を含めた副担任、それから、養護教諭、管理職、全てが動いておりますので、多分その結果であろうと思っています。非常に学校も苦勞しています。働き方改革で早く帰れと言われますが、そんなことはできない状況で一生懸命取り組んでくれております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

今、教育長のほうから回答がございましたけれども、復帰率が高いということは、いかに学校と家庭での連携をしたところで子供さんたちを学校に戻すという努力をされているかということでございますので、今後もそこに力を入れていただくようお願いをしたいということだと思っています。

最後に質問ですけれども、スクールソーシャルワーカーがおられますけれども、不登校など学校の日常生活における問題に直面する子供たちの支援を行う社会福祉の専門家でありまして、不登校等の支援に対して効果が上がっているということで、これはいろんな面からそういったことで聞いておるわけでございます。

国におきましては、2019年までに全中学校にスクールソーシャルワーカーを配置するという目標が掲げられておるようですけれども、本町におけるスクールソーシャルワーカーの活用についてはどのようにされているのか、また、国が示しておりますスクールソーシャルワーカーの配置については、これはどのような方向性になっているのか、お伺いをいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

スクールソーシャルワーカーにつきましては、一昨年度、28年度から取り組みをしております、28年度は1名おりました。29年度につきましては募集をしましたが、この年度につきましては県からの配置のみということになっております。現在はスクールソーシャルワーカー1名を配置しております、小・中学校ともに配置をしているところ、配置というか、曜日を変えて訪問をしていることとなります。このスクールソーシャルワーカーにつきましては、今後とも配置を考えておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

ちょっと先ほど申しましたように、国においてが2019年までに各中学校に配置するんだというようなことで示されておりますけれども、その状況についてはどうかということで質問をしておりますので、わかれば、それをお答え願いたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在1名で各小・中学校を回っておりますけれども、中学校においては1日、1週間のうち1日は中学校のほうに配置、それと、それ以外については小学校、中広小学校と上、下で分かれておりますけれども、もし何か問題等ありましたら、もちろんだの小・中学校にもいつでも行くようにということで配置をしているところです。

それと、スクールソーシャルワーカーだけではなくて、スクールカウンセラーについても現在県費と町費合わせて配置をしているところです。スクールカウンセラーは中学校に週1は配置を現在もしております。それは継続する方向で考えております。

それと、町費につきましては各小学校からも要望がありましたので、小学校のほうにも配置をしている段階です。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

それでは、今現在の方が小・中学校4校を1名の方で対応されておるわけですが、先ほど申しましたように、国が各中学校に1名ずつは配置するということを書いてあったんですね。だから、私は2019年には中学校には基本的には全部配置するようなことで国が各教育委員会のほうにはそういった通達というか、そういったことがされているんじゃないかなということで思っておりましたので、今の質問をしたわけです。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

国からの通知は非常に都合ようございまして、配置をするという計画はありますが、裏づけがございませんので、市町村で雇いなさいという場合が非常に多うございます。スクールカウンセラーにつきましても、以前は文科省の事業として始まりまして、あと、県が引き継ぎましたが、どんどん県が手を引きましたので、あとは足りない分は町が予算をいただきまして補っております。

スクールソーシャルワーカーにつきましても、予算の裏づけをするという話は一言もございませんので、町のほうから予算いただきまして、ありがたいことでございますが、きちんと動いていただいております。

そういうことで、非常に不登校もそうですけど、もやもやとした難しい課題がある。その

中で見事に不登校の連鎖、世代間の連鎖があります。親が不登校だった、そして、不登校に近い状態で学校に行かんでもよかろうもんということで子供も不登校になるという形が非常に多うございます。それから、貧困の連鎖というのもございます。そういうことで、教育というのは、これからは私はやはり町からの予算をいただいて貧困の連鎖を断ち切る、不登校の連鎖を断ち切るような教育をしなければならないと思っています。

そういうことで、お金をぼんと渡すのではなく、さまざまな施策をとり、人を雇って質の高い教育をすることによって、貧困の連鎖、不登校の連鎖を断ち切りたいと考えております。そのことによって、私たちが目指しております広川町を担ってくれる人材が育成できるのかなと考えております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

国は方向を示すだけで金は伴わないというような回答でございます。

ただ、スクールソーシャルワーカーの配置については効果が上がっているかと思っておりますので、今後スクールソーシャルワーカーの増員等といったところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

この不登校の問題につきましては、なかなか学校教育だけでは解決が図れないというような部分がございます。また、家庭問題についてはなかなか人が立ち入れないというデリケート的な部分がございます。非常に難しい問題ではあると思うわけでございますけれども、今、学校で取り組んであります種々の対策を強化されて、国が示している、町のほうもそういうお考えだと思ひますけれども、不登校ゼロを目指していただくことをお願ひいたしまして、質問を終わらせていただきます。

**○議長（野村泰也）**

暫時休憩いたします。10分間休憩とります。

午後3時12分 休憩

午後3時20分 再開

**○議長（野村泰也）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番池尻浩一君の登壇を求めます。

**○5番（池尻浩一）**

5番池尻です。今回もまたトリを務めさせていただきます。定時となってきておりますが、しっかり務めさせていただきます。

では今回、質問事項に沿って大きく2つの質問をさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊についてです。

地方創生の取り組みの一つとして、この事業は全国で広がりました。活動としては、地域活性化のために国から費用の支援を受けながら、1年から3年以下の期間、地域ブランドや地場産の開発及びPRなどの地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みを行うとなっております。全国的にも目標としていた4,000人を上回っております。総務省は今後も隊員数の増加に努めて

いくこととしております。この事業が始まった当初からどのような活動ができるか、税金の無駄遣いにならないかなどの懸念はありましたが、広川町での状況について質問します。

任期3年が近づいております。これまでの取り組み成果をどのように評価し、考えているか、伺います。

そして、間もなく3年を経過するに当たり、今後は自立するとなっておりますが、現況はどのようなか、協力隊を中心として取り組んだ事業及び施設を今後どのように扱うのか、その他今後の取り組み、課題をどのように考えているのかを答弁いただきたいと思っております。

2つ目、指定管理についてです。

指定管理については、今回の議会の議案でも保育所、都市公園、ゴットン館などの契約について出されていますが、今までも公共の建物や公園などの問題に対し、さまざまな指摘がありました。今後入札契約が進められていく中、都市公園等の管理契約について主に聞いていきたいと思っております。それがどのように改善など行われていたか、伺います。

登壇の質問は以上です。あとは質問席に着いて答弁をいただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

池尻議員の質問の中の地域おこし協力隊についてのお答えでございます。

現在4名が活動しており、久泉集会所K i b i r uを活用して久留米餅をはじめとした洋裁や美術に関連するイベントの企画運営を担い、ものづくりによる仕事づくりに取り組んでおります。

また、移住定住促進センター兼滞在交流施設O r i g eにおいても、交流人口の獲得に向けたイベントを定期的に開催し、町外からの移住定住促進を図るための情報発信施設として企画運営に努力してもらっているところでございます。

ことし3月に開催したファッションデザイナーを招いたイベントでは、県内外からの参加者の30名のうち11名がこのイベントで初めて広川町を訪れた人であったなど、広川町の知名度アップや、これまで縁のなかった人が町を訪れるきっかけづくりに貢献しております。

協力隊の今後につきましては、起業に向けて法人立ち上げを検討している隊員や、かすりの製造工程をさらに深く学び、何かしらかわりを持ち続けたいと考える隊員もいるなど、任期終了後も広川町とのかかわりを持ちたいとの前向きな意見を持っておりますので、町としましても任期切れ後も町の活性化に携わっていかれるように、今まで以上に隊員をサポートしていきたいと考えております。

最後に、K i b i r uやO r i g eといった施設の今後につきましては、現協力隊の任期後もこれら施設の推進力が弱まることのないよう、効率的、効果的な運営手法を検討してまいります。

次に、指定管理の状況についてでございますが、平成21年度より直営管理から指定管理に移行しました。当初は、社会福祉法人筑陽会が平成25年度までの5年間の指定管理を受け、その後、平成26年度から現在に至るまで八女広域シルバー人材センターが指定管理者となって都市公園等の5つの公園管理を行っています。また、今の指定期間が今年度いっぱい切れることから、新たに指定管理者の指定を受ける必要があるため、11月4日に指定管理者の



指定の手続に関する条例に基づき公募を行い、審査の結果、11月14日付で今の指定管理者の八女広域シルバー人材センターと仮契約を締結したところであります。

議員御指摘の公園の指定管理における住民から出されたさまざまな苦情等の問題につきましては、その都度、指定管理者との協議を行い、改善対応を進めてきましたが、苦情は幾度となく出されてきた経緯があります。この要因は、シルバー人材センターの管理体制が不十分であった点だと考えております。

今回の指定管理委託では、公園をしっかりと管理計画する代表管理者を設置し、課題把握と課題対応について指定管理者が主体性を持って対応するよう改善しました。

また、今回のプロポーザル審査においても、管理者の対応について確認しており、八女広域シルバー人材センターからは、住民サービス向上のため、代表責任者が主体となって管理のための見回り強化に努めることを強調されました。

今後、指定管理者との本協定の締結に当たり、八女広域シルバー人材センターの主体的な管理を指導し、公園の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

まず、地域おこし協力隊について質問させていただきます。

もともと地域おこし協力隊は、受け入れ先によって非常に当たり外れがあるものと言われておりました。成功する自治体もあれば、ここの自治体ではもう続けられないと早々に協力隊が辞退するという事例もあっているようです。本町は、やり方として町の企画した事業を主体的に取り組んでもらって町がサポートしている地域なのか、地域おこし協力隊を募集して皆さんがやりたいようにいろいろとやってほしいという自由性を持った、ちょっと目的の薄いような取り組みをして地域おこし協力隊をこの3年間やってきたのか、どちらのタイプでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（熊添 博）**

今の池尻議員の御質問にお答えいたします。

今、4名の地域おこし協力隊の方がございまして、1名の方はO r i g eのほうでO r i g eの施設の管理運営や定住相談をされておられて、非常に活発な活動をされておられます。あと3名の方につきましては、ファッションデザイナー関係の専門学校を出られてK i b i r uを活用した服づくりということで、どちらかといえば自分の考えを持った活動をされておられると思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

となりますと、まだO r i g eも立ち上がって期間は短いです。K i b i r uのほうもオープンしてといいますか、事業が始まって非常に期間は短いものと思います。現在3年間

という期間で、それがどれだけある程度の目標を達成できたのか。逆にこの短い期間の状況を考えると、もともとの準備不足というものが否めないのではないかなと思います。既存の事業所が今やっと立ち上がって機能を果たしているという状況の中で、恐らくこの4名の方々は、本人たちはその任期を見据えた活動をしていたのか、立ち上げのための3年間だったのかということを考えたときに、その状況というのはどんなものだったのでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（熊添 博）**

今現在の状況を御説明いたします。

今現在、毎週火曜日に産業振興課と政策調整課職員、あと、そういうふうな地域おこし協力隊等で定例会議を持ちまして、その中で各協力隊員の今後の考え方等の事業計画等を作成していただくようお願いしているところでございます。一応その事業計画をつくっていただいた後に、またそういう各個人個人の意見を聞きながら、先ほど町長の答弁にありましたように、今後も広川町にかかわっていききたい、携わっていききたいというふうにサポートをしていきたいと考えておるところです。

**○議長（野村泰也）**

5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

基本的には各自独立してやっていただかないといけないというのが、もともと地域おこし協力隊のあり方ではないかなと思います。あくまでも、まだずっと町がサポートしてというのは、非常にその立場が曖昧なところになるとも考えますけど、先ほど法人の立ち上げをしてその中でやっていくと、それは具体的に支援というものは結局どのような形で、どの程度をやっていきたいのでしょうか。今、答弁としても非常に曖昧なところが多くありましたので、ちょっとその内容を具体的にいただきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（熊添 博）**

法人を立ち上げたいという方につきましては、法人設立の事務上の指導等を、商工会等がごいますので、そういう機関からの指導を受けさせてしていきたいと思っております。

また、先ほど町にかかわっていききたいという方につきましては、やはり久留米餅とかの製造工程を学んでおられる協力隊員もごいますので、そういう方たちと久留米餅の織元さんたちとの橋渡しというか、そういうところをしていきたいというふうに考えております。

**○議長（野村泰也）**

5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

その事業で自分たちが独立して生活をやっていけるのかということところにも、非常に不安感もありますけれども、一つ、3年以内、この地域おこし協力隊の方がその地元で起業するなら手当が1,000千円出るとい総務省の制度がありますけれども、この申請とか、その内容とかをちゃんとわかっている人はいらっしゃるんですかね。そのところも活用した上と、もちろん商工会支援とかの制度とかも両方きちんと使っていた上で、余裕を持った内容

で法人化なり自分たちの起業なりに移行していただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

そういうふうな支援事業につきましては、私もまだちょっと勉強不足なところがございますので、その辺につきましては、今からそういうところの資料等を集めまして協力隊と話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

5 番池尻浩一君。

○5 番（池尻浩一）

余り制度に関しても詳しく知っていらっしゃらない協力隊の方もいると思いますし、やはりその辺のサポートであるというなら、そういう内容もきちんとして今後も協力隊の方には活躍していただきたいと思います。

また、総務省のほうでは、もっと地域おこし協力隊をふやしていきたいという考えもありますけれども、まず、広川町が3年契約で任期を終わらせて、今後も協力隊の受け入れとか募集とかがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

今の地方創生関連の事業については人的なパワーが必要ですので、地域おこし協力隊については活用していきたいと考えております。

また、K i b i r u や O r i g e の運営とか、地区のやつの運営等にも何らかの形でかわるような協力隊を募集したいとは考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5 番池尻浩一君。

○5 番（池尻浩一）

まさに O r i g e、K i b i r u、その施設ですね、それを今後どのように扱っていくのかというの非常に不安があります。今後の地域おこし協力隊の方にそこを拠点として活用していただくのか、全く違うところ、O r i g e は特に指定管理の移行への考えもあるという形で当初始められました。その施設は現在の協力隊に合ったように準備されているという感覚もありますので、具体的に施設の今後というのは明確に計画されているのでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

今は施設の運営についてはいろいろと検討中でございます。指定管理も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

#### ○5番（池尻浩一）

4人が一応志を持って前向きにという答弁がありましたけれども、全員が全員間違いなくここに定住して残るといって答えているわけでもないようにも受け取れます。もし町外に出られるなら、また町のPR役として活躍していただく、あるいは広川町での経験、体験、そういうものが自分の土台となって今の自分があるというような、そういう前向きな捉え方と、もしそういう考えをよそでも言ってもらえれば、これは広川町で地域おこし協力隊を雇った、また、そういう人材を育成したという点では非常に大きな成果と捉えてもらってもいいものと思います。今後もまた地域おこし協力隊受け入れとかあるならば、さらに推し進めた形をとっていただきたいと思います。

地域おこし協力隊については以上で終わらせたいと思います。

次は指定管理者のほうですけれども、いろいろ問題が起きたときにその都度解決と。シルバーの管理体制に問題があったからということでは先ほど答弁いただいていますけれども、具体的な内容とは、どういう問題に対して契約上あったかということ具体的に伺いたいと思います。

#### ○議長（野村泰也）

建設課長。

#### ○建設課長（樋口信吾）

数点苦情等が寄せられている分をお話ししますと、まず、トイレの問題がありました。トイレが汚くてちゃんと掃除ができていないのかという部分があったわけですが、突き詰めて協議してまいりますと、指定管理者であるシルバーさんのほうが土日の見回り清掃ができていなかったという点があります。今回それを受けて、至急改善して土日も点検を入れてくれと、特にイベントが土日に集中するということがありますので、そのイベントの後がどうしてもトイレが汚れているという実態があったんじゃないかということで、その分に対してを変更させてもらっております。

それと、樹木の生い茂りであるとか雑草の伸びの問題、そういった分野についてもありましたので、そこについては見回り点検の強化をしております。除草については除草計画を立てて、伸びる前に対応するように、その考え方、あるいは剪定等についても早い段階で剪定をするような形の年間管理計画を立ててもらっているところです。

それから、野球場においてはナイター照明の球切れの問題があったかと思いますが、ここにつきましては、前回の問題を受けましてナイター施設の球切れに対しての対応を考えております。毎月1回、昼間に点灯試験を行ってもらい、球切れが発生した場合、交換するというところを決めております。ナイター照明につきましては、1つの照明施設に12灯のランプがあるわけですが、その1個程度ぐらいだったら、そんなに影響はないということ聞いております。これが2球になった段階では即座にかえるということで、交換の対応をお願いしているところです。また、照明施設自体が複数あるわけですが、それが別々に1灯ずつ切れた場合どうなのかという部分もありますが、そういった分野については協議をさせてもらって、その対応をとるということで考え方をまとめさせてもらっております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

トイレットペーパーとか、そういう少額の備品は指定管理者側となっていますね。基本的には100千円を超えるか超えないかとなっていますけど、その100千円もこれが1個という考えであるのか、やはり一まとめの形、事業としてあるのかで変わってくると思います。実際グラウンド利用時、窓口の対応も言われましたけれども、シルバーは基本的に土曜、日曜は事務所が休みになっておると思います。問題があったときには、行政側がわかっているところに問題点として、窓口として連絡があった上で即対応というようなこともありますし、グラウンド利用時に石灰がないとか、トイレットペーパーがないとか、すぐ補充してくれというところも恐らく町側がすぐ準備していたような案件も実際あっていました。そのような事例がまずあっていましたか。実際、立てかえた分とかはきちんと請求したりしてから、今後ないように即対応とかということになるんですか。契約上は、もちろん少額の分は指定管理者側が即対応して準備しなきゃいけないということになっていると思うんですけども、その辺のちょっとした曖昧さとか、そういうところはどうか対応されていましたか。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

まず、池尻議員の100千円という単位、これはリスク分散の形で基本協定の中に入っているわけなんですけれども、200千円以上が町ということになっております。その対応で、町は200千円以上になったら、町が修繕なり備品購入等を行うようにしておるわけなんですけれども、それ以下の少額の分に関しましては、今まで土日にそういった部分が出てきたというとはそんなに聞いていないんですけど、中には私が知らない分であったのかもしれないんですけど、そういったことで伺っております。

**○議長（野村泰也）**

5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

極端に町に請求しなくても、自分たちで準備して購入して利用者がやっていたという部分も実際これはあります。多分耳に入ったこともあるかと思いますが。その辺は今後も気をつけていただきたいポイントかと思います。

今回、公募し、プロポーザル制として契約が結ばれたという形になっておりますけれども、公募した結果の企業さん、会社さん、それはどのような形だったでしょうか。しかも、プレゼン等も行われたと思いますけど、そのポイントというのはありましたか。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

公募を実施して応募があったのはシルバーさん1社だけでした、1団体ですね。プレゼンの内容なんですけれども、今回については今までの問題点を踏まえて、特に前回と引き続きシルバーさんでしたものですから、その対応等も確認をしているところです。今回そこら辺で、先ほど議員が御指摘のとおり、主体性がなくて町のほうに依存していた部分があった

のかもしれないというふうに思っております。その主体性の問題を考えたときに、今回の指定管理の考え方として変えたのは、必ずしっかり問題点を自分たちで把握してもらって、そこを改善してもらおうと、町から言ってどうこうじゃなくて、自分たちで責任を持って改善してもらおうという形での代表責任者を設けることとしております。課題把握をしっかりして、指定管理ですので、管理責任は全部指定管理者が持つこととなりますので、その辺をしっかり認識してもらおうという形もあって、そういった形での企画提案書をいただいているところです。当然、プロポーザルの折にもそこら辺を確認しております、しっかりとそこを代表管理者が見回り強化を努めてやっていくという意思表示をいただいております。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

公募して1社しか応募がなかったというのは非常に残念な話ですけれども、これに関しては業務の内容と金額のバランスが合わないとか、期間的なものが問題とか、さまざまあると思います。しかも、指定管理者という形を受ける以上、本来ならば利用料金とか取って指定管理者側が全て管理するというのが一番本当はいい形なんでしょうが、町の規模、委託規模、そういうものから考えると、やはり利用頻度とか利用料金等で賄えるような問題でもありませんし、直接町側が管理するにしても人件費とか内容とか考えたら、やはり委託をお願いするほうが形的には指定管理者に指定するのが一番いいのかなと思いますけれども、公募で1社しか応募がなかったという点について、内容的に町側としての考えはいかがなものでしょうか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

今回の手続については、指定管理者指定の手続等に関する条例に基づいてやっておりますので、適正な形でできていると思っております。ただ、それでも1社しかできなかったという分に関して言えば、先ほど議員御指摘のとおり、収入となる部分、うまみの部分がないという部分があったんじゃないかというふうにも思います。シルバーさんにおいては、高齢者の働く場をここで提供できるというメリットがあって、そこをとられたわけで、シルバーさんの以前については社会福祉法人の筑陽会さん、赤坂園さんのほうが受けられた経緯もあります。だから、そういった何らかの事業に対するメリットがあれば受けられるんじゃないかということで、実を言うと筑陽さんのほうにもお話をかけた部分もあります。ただ、現実問題としては、今現在は対応が難しいということがありましたので、結果として1社ということになったわけです。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

やはりその状況を考えると、シルバーさんで仕方なかったというか、よかったのかなと思いますけれども、シルバーさんの側にも指定管理者というものがどういう内容で行えるか、どういう認識をされているのかという形はしっかり持っていただいた上で管理契約、さらに

状況をしっかりと捉えた中でやっていただきたいと思います。

またさらに、今回は結局1社ということで、さらにシルバーさんが引き継ぎとといいますか、再契約とといいますか、そういう形で行われましたけれども、もし変わった場合、引き継ぎのやり方にも検討があったのか、そこら辺も非常に大事なことかと思えますけれども、地域とか規模は全然違いますけれども、大牟田市の多目的活動施設リフレスおおむたさんでは、前任のうち1人がきちんとそこに加配され、皆さん知っていらっしゃる大牟田の延命動物園では、職員、このときは園長さんが1年間サポートという形で働いていました。これが前、シルバーさんにかわったときに、あのときはこうだった、今回からいきなり悪くなったとか、全然違ってきましたよということが実際ありましたので、もし今回契約する場合、その辺の引き継ぎというものも本当は念頭に置いてやらなければいけないことかとは思いますが、その辺の意識はあったのでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

今回、11月にプロポーザル審査をしております。これはなぜこの時期かという、引き継ぎ期間を想定した部分があります。仮にここで決定して、違うところが決定した場合でも、これから3月までの期間、3カ月の間で調整をとって最終的な引き継ぎを進めていこうというふうな考えでおったところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

苦しい予算の中でも住民サービスの低下はやってはいけないことだと思いますので、今後もしそういうところには意識していただいて、よろしく願いして質問を終わらせていただきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は12月12日、午前9時30分から開議いたします。

なお、あすは午前9時30分より、3階大会議室において全員協議会を開催します。よろしく申し上げます。どうもお疲れでございました。

午後3時51分 散会